

平成 26 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

愛知教育大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	8
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	17
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 学習成果	35
基準7 施設・設備及び学生支援	38
基準8 教育の内部質保証システム	44
基準9 財務基盤及び管理運営	47
基準10 教育情報等の公表	53
<参 考>	55
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	57
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	58

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘一	大妻女子大学長
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

◎ 稲垣 卓	福山市立大学長
栗田 博之	東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター長
栗原 裕	大妻女子大学副学長
河野 通方	大学評価・学位授与機構教授
後藤 秋正	北海道教育大学特任教授
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
○ 本間 謙二	北海道教育大学長
○ 松尾 祐作	福岡県人権研究所長
○ 村田 隆紀	元 京都教育大学長
山本 泰	東京大学教授
吉田 裕久	広島大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 泉 澤 俊 一	公認会計士、税理士
○ 梶 谷 誠	電気通信大学学長顧問
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
山 本 進 一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

愛知教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 男女共同参画委員会を設置して男女共同参画マスタープランを策定するとともに、男女共同参画推進オフィスを置くなどして、このための取組を継続的かつ活発に推進している。
- 学部から大学院へと6年一貫の教育課程を履修する「6年一貫教員養成コース」を設置して、高い資質・能力を備えた学校教員の養成に対する社会的要請に応えている。
- 平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」に、愛知県内の国公立5大学で取り組み、教員養成の高度化をめざして共同して教材の開発を行うとともに、教育方法の改善等、実践的指導力の育成に重点を置いた事業を進めている。
- 教員養成のための教育課程改善等をめざして、卒業（修了）生を対象とした調査研究に積極的に取り組んでいる。
- 「教育実習における学習指導案事例集」データベースを構築し、ウェブサイト上に「まなびネット」を設けて閲覧できるようにしている。
- 多様な授業改善の取組を類型別に分類し、授業改善の工夫ティップス集を刊行するなどして、授業改善策等を学内で共有できるようにしている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 大学教員、附属学校教員、事務職員を対象とするサバティカル制度等を整備しており、今後、なお一層の有効な運用が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学部及び修士課程の教育課程の編成・実施方針の内容が、十分な内容を備えたものになっていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学は、その淵源を明治6年に開校した愛知県養成学校とし、昭和24年に3つの師範学校を母体に学芸学部1学部を置く愛知学芸大学として発足している。

昭和41年度に大学名称を愛知教育大学に、学部名称を教育学部に改称し、その後昭和62年に、教育学部に新たに総合科学課程を設置している。平成12年度には総合科学課程を学芸4課程に、平成19年度には学芸4課程を現代学芸課程に改組している。

当該大学では「愛知教育大学憲章」を定め、その中で、大学の理念、教育目標、研究目標、教育研究の在り方、運営の在り方を明文化している。

大学の目的は、学則第18条に「本学は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。」と定めている。

また、教育学部の目的は、学則第63条に「学部は、教養教育を重視し、教員養成4課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、現代学芸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざすことを目的とする。」と定めている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学では、昭和53年度に研究能力を有する教員の育成を目的として教育学研究科（修士課程）を設置している。その後、平成20年度に実践的指導力を身に付けた教員の養成を目的に教育実践研究科（専門職学位課程）を設置している。さらに、平成24年度に教科開発学を専門とする研究者等を養成するため、教育学研究科に静岡大学と共同で共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）を設置している。

大学院の目的は学則第74条に課程ごとに定めており、修士課程の目的は、同条第1項に「修士課程は、教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成を図ることを目的とする。併せて現代的課題の探求に取り組む学芸諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、現職教員及び社会人においては、修

士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。」と定めている。

専門職学位課程の目的は、学則第 74 条第 2 項に「教職大学院の課程は、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。」と定めている。

後期 3 年博士課程の目的は、学則第 74 条第 3 項に「後期 3 年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定めている。

研究科に置く専攻の目的は、学則等には定められていないが、教育学研究科（修士課程）及び教育学研究科（後期 3 年博士課程）については当該研究科の学生便覧に、教育実践研究科（専門職学位課程）については当該研究科案内に掲載して明文化している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育学部は学則第 63 条に、①多様な教員養成プログラムを通して平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成、②社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成という 2 つの目的を掲げている。

前者の目的に対応して、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援学校教員養成課程及び養護教諭養成課程の 4 課程を、後者の目的に対応して現代学芸課程 1 課程を置いている。

初等教育教員養成課程には、幼児教育、教育科学、情報、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語の 12 選修を置いて、幼稚園教諭及び小学校教諭を育成する組織としている。

中等教育教員養成課程には、教育科学、情報、国語・書道、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語の 12 専攻において、中学校教諭及び高等学校教諭を育成する組織としている。

特別支援学校教員養成課程には選修・専攻は置かず、知的障害教育領域、肢体不自由教育領域及び聴覚障害教育領域の 3 領域を設け、小学校教諭免許状を基礎免許とする特別支援学校教諭を育成する組織としている。

養護教諭養成課程にも選修・専攻は置かず、養護教諭を育成する組織としている。

現代学芸課程には、国際文化、日本語教育、臨床福祉心理、造形文化、情報科学、自然科学（宇宙・物質科学専攻、分子機能・生命科学専攻）の 6 コース・2 専攻を置いて、中学校教諭及び高等学校教諭を含む幅広い職業人を育成する組織としている。

これらのことから、学部及び課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育は、共通科目の科目区分のもとに、教養科目、日本国憲法、情報教育入門、外国語科目、スポーツ科目及び初年次演習の 6 科目区分を設けて実施している。

このうち教養科目については、平成 25 年度より、リテラシー、基本概念、現代的課題、感性・創造の 4 つの学修領域の区分のもとに授業を開設している。リテラシー学修領域には、市民、多文化、科学、ものづくりの 4 つのリテラシー領域を設け、他の 3 学修領域と合わせて計 120 の授業を開設している。

教養教育の実施にあたっては、大学に置く教務企画委員会（委員長：副学長）のもとに共通科目専門委員会（委員長は平成 25 年度まで教育担当理事、平成 26 年度よりカリキュラム改革担当副学長）を設置し、ほぼ月 1 回委員会を開催し、授業の運営にあっている。

共通科目専門委員会のもとには、①授業改善及び成績評価の在り方を検討する部会、②予算配分を検討

するための部会、③交流誌等編集部会、の3つの部会を設けている。

また、共通科目の責任単位として19の教員グループを設置しており、教授会終了後、定期的に行われるグループ会議において、授業運営や授業実施の検討や授業研究等を行っている。

さらに、教養科目の各学修領域及び各リテラシー領域にはコーディネーターを置き、コーディネーターを中心に授業内容を検討する責任体制を構築している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院には教育学研究科と教育実践研究科の2研究科を設置し、教育学研究科には修士課程と後期3年博士課程を、教育実践研究科には専門職学位課程（教職大学院）を設置している。

修士課程は、学則第74条第1項に「教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成を図ることを目的とする。併せて現代的課題の探求に取り組む学芸諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、現職教員及び社会人においては、修士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。」と、その目的を掲げている。

これらの目的に対応して、修士課程に発達教育科学、特別支援教育科学、養護教育、学校教育臨床、国語教育、英語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、芸術教育、保健体育、家政教育、技術教育の13専攻を置いている。

さらに、発達教育科学専攻には、教育学、教育心理学、幼児教育、生活科教育、日本語教育、情報教育の6領域を、国語教育、英語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、保健体育専攻、家政教育、技術教育の8専攻には、それぞれ教科教育学領域と教科内容学領域を設けている。芸術教育専攻には、音楽分野と美術分野を設け、そのそれぞれに教科教育学領域と教科内容学領域を設けて、人材の育成及び現職教員・社会人の資質向上の組織としている。

なお、修士課程の目的のうち、「現代的課題の探求に取り組む学芸諸分野の有為な人材の育成」については、教科教育専攻の教科内容学領域で対応している。

専門職学位課程は、学則第74条第2項に「学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。」と、その目的を掲げている。

これらの目的に対応して、専門職学位課程には教職実践専攻を置き、学部新卒者を対象とする教職実践基礎領域と、現職教員を対象とする教職実践応用領域の2領域を設けて、教員養成及び教員の資質向上の組織としている。

後期3年博士課程は、学則第74条第3項に「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と、その目的を掲げている。

この目的に対応して、後期3年博士課程に共同教科開発学専攻1専攻を置き、教育環境学、人文社会系教科学、自然系教科学、創造系教科学の4分野を設け、高度な専門性を備えた研究者の養成組織としている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上でおおむね適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科として、特別支援学校等で特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育を担当する専門性の高い教員を養成するため、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の普通免許状、専修免許状又は一種免許状取得者を対象者に、修業年限1年の特別支援教育特別専攻科を設置している。

同専攻科には特別支援教育専攻を置き、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育の3領域に対応する特別支援学校教諭一種免許状を取得できる教育課程を整備している。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属施設等として、附属図書館、センター、実験施設及び附属学校を設置している。

センターは、合わせて10センターを設置しており、そのうち、次の6センターは、教育創造開発機構(機構長：学長)のもとに統括され、大学の教育研究機能の創造的な発展に寄与することを目的に、相互の連携のもとに活動している。

○大学教育研究センター

リベラル・アーツ教育、FD・学習支援、教員免許更新支援、愛知教育大学史資料の4部門で構成し、大学教育に関する今日的課題に対して、教養教育やFD(ファカルティー・ディベロップメント)の在り方及び大学の歴史等を研究し、また教育・学習活動を支援することによって、大学における教育課程、授業科目、教育内容・方法、その他について、全学体制による改善と開発を図ることを目的に活動している。

○教員養成高度化センター

教科教育学研究、教科学研究、教育実習研究、小中英語教育支援の4部門で構成し、学校教育の要である教師の資質・能力がどうあるべきか、社会の要請にどのように応えていくべきかを研究主題とし、教員養成に関するこれまでの研究と実践の成果を基に、地域及び学校現場とのネットワークを活かして、教員養成の高度化を進めることを目的に活動している。

○教育臨床総合センター

教育臨床研究、発達支援研究の2部門で構成し、教育臨床及び発達臨床に関わる理論的、実践的及び学際的研究を行うとともに、学校教育の諸問題に適切に対処することのできる教員及び援助専門職者の養成に寄与することを目的に活動している。

○国際交流センター

留学生支援、国際協力、協定校交流推進の3部門で構成し、国内外の高等教育機関との連携や国際交流を推進するとともに、留学生の受入れ及び派遣を通して、アジアを始め世界の教育と文化的発展に貢献することを目的に活動している。

○地域連携センター

地域連携、外国人児童生徒支援の2部門で構成し、教育関連諸機関等との連携協力を維持・発展させ、幅広い研究分野を有する大学の特性を活かした社会貢献を行い、地域社会の要請に応えるとともに、地域連携の総合的発展に向けた創造的な取組を行うことを目的に活動している。

○科学・ものづくり教育推進センター

理系機器共同利用、科学・ものづくり教育推進の2部門で構成し、高い知識と指導力を持った教員を養成するための科学・ものづくり教育の推進を支援するとともに、学校教育現場及び地域における科学・ものづくり教育の向上と活性化を図り、併せて、教員及び学生の研究に資するための理系機器の充実・整備と共同利用を図ることを目的に活動している。

このほか、保健環境センター、情報処理センター、キャリア支援センター、教員養成開発連携センターの4センターとアイソトープ実験施設を設置しており、それぞれの設置目的に沿って活動している。

附属学校は、幼稚園1園、小学校2校、中学校2校、高等学校1校、特別支援学校1校、計1園6校を、愛知県内の4地区に設置している。

大学キャンパスが所在する刈谷市の刈谷地区には附属高等学校を、名古屋市東区の名古屋地区には附属幼稚園、附属名古屋小学校及び附属名古屋中学校を、岡崎市の岡崎（六供）地区には附属岡崎小学校及び附属特別支援学校を、同じく岡崎市の岡崎（明大寺）地区には、附属岡崎中学校を設置している。

各附属学校は、教育実習での学生の受入れ、学生との交流、大学教員との連携による研究活動等を行うとともに、教育現場における研究活動を行い、その成果を大学の教育研究活動に役立てるとともに各地区の拠点校として、地域の学校関係者にその成果を広く発信している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に関わる重要事項を審議するため、教育研究評議会及び教授会を設置している。

教育研究評議会は、学長を議長とし、理事、事務局長、学系長、附属学校部長及び各学系から選出された評議員、計26人によって構成し、大学の教育研究に関わる基本的な方針や計画などの具体的案件を審議している。

教授会は、学長を議長とし、副学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務局長をもって構成し、教育課程の改編など、役員会、教育研究評議会及び経営協議会から付託された重要事項を審議している。

また、教授会構成員の一部をもって組織される代議員会を設置し、教授会の審議事項の一部について審議を委ねている。代議員会は、学生の入学、卒業、異動等に関する事項を審議し、代議員会の議決をもって教授会の議決としている。

平成25年度には、教授会を5回、教育研究評議会を11回、代議員会を15回開催し、資料や議事要録は、学内専用のドキュメントサーバに掲載し、教職員の閲覧に供している。

そのほか、学部、大学院及び専攻科の教育内容、実施体制及び教育課程に関する企画立案を行う組織として、教務企画委員会を設置している。

教務企画委員会は、カリキュラム改革担当の副学長を委員長として、学長が指名した学系長、各学系選出の教育研究評議会評議員、代議員会代議員、各センターから選出された教員、教務課職員で組織している。

教務企画委員会のもとに、共通科目に関する改善・点検・円滑な開講に関する事項、教育実習の改善・点検・円滑な実施に関する事項、時間割編成、シラバスの作成等授業に関する事項、カリキュラムの検討・立案・検証・評価・改善等に関する事項及び大学院教育学研究科のカリキュラム、授業運営等の改善・充

実に関する専門的事項を検討するため、共通科目専門委員会（委員 22 人）、教育実地研究専門委員会（委員 33 人）、時間割編成専門委員会（平成 25 年度：委員 34 人、平成 26 年度：委員 35 人）、カリキュラム専門委員会（委員 14 人）、大学院研究科運営専門委員会（平成 25 年度：委員 24 人、平成 26 年度：委員 25 人）の 5 つの専門委員会を置いて、教育の取組を点検するとともに、改善・充実の具体化を図る活動を行っている。

平成 25 年度には、教務企画委員会を 11 回、共通科目専門委員会を 5 回、時間割編成専門委員会を 5 回、大学院研究科運営専門委員会を 4 回開催している。

教務企画委員会及び各専門委員会の議事録についても、ドキュメントサーバに掲載し、教職員の閲覧に供している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織については、学則第24条に、学部に4つの学系を置き、各学系は専任教員で構成する講座及びセンターで構成することを定めている。

これに基づき、教育学部に教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、創造科学系の4つの学系を置いている。

教育科学系は、生活科教育、障害児教育、幼児教育、養護教育、学校教育、教育臨床学、教職実践の7講座で構成している。

人文社会科学系は、国語教育、日本語教育、社会科教育、地域社会システム、外国語教育の5講座で構成している。

自然科学系は、数学教育、情報教育、理科教育の3講座で構成している。

創造科学系は、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、保健環境センターの5講座1センターで構成している。

各学系には、学系の運営を掌理するため、教授会の推薦に基づいて学長が選考する学系長を置いている。

また、各講座には、講座内の運営を掌理するため、講座代表を置いているが、選出方法等について規定化は行われていない。

教員は、各学系を構成する20講座1センターのいずれかに所属して教育研究活動を進めている。学部及び大学院の教育にあたっては、関係講座から代表を選出し、専攻会議等を定期的で開催して教育組織の運営にあたっている。また、学系会議や講座会議等を定期的で開催し、課題や情報の共有を図っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、平成26年5月1日現在、専任221人（うち教授114人）、非常勤278人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

主要科目の担当状況については、当該大学では、共通科目を含む必修科目を教育上主要と認める授業科

目としており、平成26年度においては、これら必修科目1,482授業のうち、専任の教授及び准教授が担当する授業は761授業であるが、共通科目の「日本国憲法」や外国語科目、スポーツ科目で非常勤職員の担当割合が高くなっており、専任の教授及び准教授の担当割合は51.4%にとどまっている。

これらのことから、教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況については一部の共通科目で非常勤職員の担当割合が高くなっているものの、必要な教員数は確保されていると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

修士課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・教育学研究科：研究指導教員118人（うち教授118人）、研究指導補助教員84人

〔博士後期課程〕

- ・教育学研究科（共同教科開発学専攻）：研究指導教員6人（うち教授6人）、研究指導補助教員1人

〔専門職学位課程〕

- ・教育実践研究科教職実践専攻：専任16人（うち教授6人、実務家教員9人）

大学院設置基準に直接の定めがない修士課程の養護教育専攻及び学校教育臨床専攻を含め、いずれの課程においても、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準並びに関係規則に定められた必要教員数が確保されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢分布は、平成26年5月1日現在、60代36人（14.6%）、50代89人（36.2%）、40代75人（30.5%）、30代45人（18.3%）、20代1人（0.4%）で、平均年齢が49.18歳となっている。

教員のジェンダーバランスについては、平成26年5月1日現在、男性が202人（82.1%）、女性が44人（17.9%）で、女性教員の割合は、国立大学協会のアクションプランの数値目標（平成27年度までに17%以上に引き上げる）を、すでに上回っている。

今後は「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月閣議決定）で提言された「2020年30%」の目標達成に向けて、計画的採用に取り組んでいくこととしており、教員の公募にあたっては「男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、業績が同等と認められた場合には女性を積極的に採用する。」と明記するようになっている。

平成18年度に男女共同参画委員会（委員長：総務担当理事）を設置し、平成19年度に「愛知教育大学男女共同参画マスタープラン」を策定している。その後、当該委員会からの要望を受けて、育児、介護及び看護に関する各種の休業や休暇の制度を整備し、運用を拡大してきている。

平成26年1月には、男女共同参画推進オフィスを開設し、平成25年度に見直した「愛知教育大学男女共同参画マスタープラン（改訂版）」に基づいて、休日託児の試行的実施や託児施設開設の検討など、教職生活全般を支援する体制の充実を図ってきている。

また、男女共同参画のフォーラムやセミナーを開催するとともに、管理職研修や新入生ガイダンス等において諸制度の周知を図るとともに、各種制度の利用促進のための啓発活動に取り組んできている。

そのほか、平成26年5月1日現在、外国人教員7人、任期付き専任教員2人、教職大学院の実務家教

員9人と、多様な人材を任用して教員組織の活性化に取り組んできている。

教職員の長期研修制度として、大学教員、附属学校教員、事務職員のすべての教職員を対象とするサバティカル制度を平成17年9月から、長期研究・長期研修制度を平成23年4月から導入している。サバティカル制度については、平成22～25年度の4年間に7件（大学教員6件、附属学校教員0件、事務職員1件）の運用実績があった。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇格にあたっての選考基準は、教員選考基準に職位ごとの選考基準に定めている。さらに、同選考基準の具体的な運用については、教員選考基準に関する運用申し合わせに、その詳細を定めている。

同申し合わせでは、教員の採用及び昇格の審査と大学院担当の資格審査は、原則として同一の基準を適用して行うことを申し合わせるとともに、審査にあたっては、研究業績、教育業績、管理運営に関する貢献、社会的活動に関する貢献、今後の計画等の5項目について評価するものとし、このうち研究業績と教育業績についてはポイント制による評価を行うことを定めている。

教員の採用及び昇進の手続きは「教員選考手続要項」に定めており、これに基づき、教員人事委員会が人事案件ごとに編成する教員選考委員会（委員長は委員の互選による。）が、上記の選考基準及び申し合わせに基づいて選考審査を行っている。

教員選考委員会の選考審査の結果は、教員人事委員会の検討を経て、学長より教授会に提案され、教授会が候補者の採用または昇進の可否を決定している。

教員選考委員会における選考審査にあたっては、候補者本人が提出した「研究、教育、管理運営及び社会的活動等に係る業績一覧」等について、上記の5項目について総合的に評価することによって審査判定を行っている。

教育上の指導能力の評価については、採用の場合に選考の過程で面接及び模擬授業などを課すことによって、候補者の教育上の指導能力を確認している。

大学院担当者の教育研究上の指導能力の評価については、上記申し合わせに定める基準に基づいて選考審査を行う際に、教育研究上の指導能力を確認している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育研究活動等の評価については、大学教育職員の個人評価に関する実施基準を定め、教員個人の自己点検・評価に基づく評価を、毎年度継続的に実施している。

具体的には、評価の対象を当該年度4月1日に在職する教授、准教授、専任の講師、助教及び助手とし、教育、研究、管理運営、社会貢献の4領域について、6段階の領域評価を行い、さらに各領域評価点にそれぞれ重みを乗じて5段階の総合評価を行う方法で実施している。

各教員は、4領域のうち、教育と管理運営については前年度の活動内容を、研究と社会貢献については過去5年間の活動内容を自己評価し、毎年4月末までに個人評価調査票を学長に提出し、教員人事委員会が点検・集約している。

評価の実施結果については、教員人事委員会が、その概要を教授会に報告するとともに、各教員に個別に通知し、各自の評価特性を確認させている。

2年連続して総合評価が「改善を要する」となった教員については、教員人事委員会委員長が本人と面談する取組を行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

平成26年5月1日現在、教務活動を展開するために必要な事務職員として、事務局の教育研究支援部に教務課を置き、常勤職員17人、非常勤職員3人、計20人を配置している。また、学生支援部に学生支援課を置き、常勤職員9人、非常勤職員5人、計14人を配置するとともに、キャリア支援課を置いて、常勤職員5人、非常勤職員7人、計12人を配置している。

6つのセンターを統括する教育創造開発機構の運営のため、事務局に教育創造開発機構運営課を置き、センターが担当するFD・学習支援や留学生支援を担当する職員を含め、平成26年5月1日現在、常勤職員11人、非常勤職員21人、計32人を配置している。

このほか、附属図書館に司書を含め、平成26年5月1日現在、常勤職員16人、非常勤職員8人、計24人を配置し、事務局においては情報図書課の所属としている。

学部授業の演習や実験・実習の補助者として毎年度継続してTAを活用しており、平成25年度は、修士課程2年の学生21人をTAに採用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 男女共同参画委員会を設置して男女共同参画マスタープランを策定するとともに、男女共同参画推進オフィスを置くなどして、このための取組を継続的かつ活発に推進している。

【更なる向上が期待される点】

- 大学教員、附属学校教員、事務職員を対象とするサバティカル制度等を整備しており、今後、なお一層の有効な運用が期待される。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

教育学部では、学部全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において「入学を望む学生像」を、次のように定めている。

- 「・人間としての基本的モラルを身につけている人
- ・教育についての関心を持ち、教職への強い使命感・志を持つ人
 - ・子どもや教育実践の場と積極的に触れ合い、教職への理解を深めようとする人
 - ・社会の変化に関心を持ち、自分の問題として考えることのできる人
 - ・専門的知識や技術を身につけるため自ら進んで学ぼうとする人
 - ・職務に対する使命感を持って研鑽に努めることができる人
 - ・創造的な活動や考えを展開できる人

これに加えて、選修・専攻・コースごとの「入学を望む学生像」及び「高等学校において学習しておくべき教科・科目等」を定めている。

修士課程では、専攻・領域ごとのアドミッション・ポリシーにおいて「期待する学生像」を定めている。

専門職学位課程では、学部新卒者及び現職教員についてアドミッション・ポリシーを定めている。

後期3年博士課程では、アドミッション・ポリシーを、次のように定めている。

「本共同専攻は、教科学と教育環境学について高度・専門的な研究を行い、教科開発学の分野において自立して研究・実践でき、広く教育界に貢献し、大学教員を志向する人材を求めています。」

特別支援教育特別専攻科では、アドミッション・ポリシーにおいて「求める学生像」を、次のように定めている。

- 「・特別支援教育教員をめざすために必要な基礎学力があり、十分な教育実践力を身につけようとする意欲にあふれる人
- ・特別支援教育の教職に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることのできる人
 - ・障がいのある子どもたちの成長にかかわることにやりがいと使命を感じることが出来る人
 - ・礼節を重んじ、コミュニケーションスキルに長けている人
 - ・これまでの生活体験をとおして、学校や教育への親しみや関心を強く抱いている人

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

教育学部では、一般選抜（前期日程・後期日程）のほか、特別選抜として推薦入学試験、帰国子女特別選抜、外国人留学生特別選抜を実施している。このほか、養護教諭養成課程で第3年次編入学試験を実施

している。

一般選抜では、前期日程と後期日程で大学入試センター試験の利用方法を工夫するとともに、課程・選修・専攻・コースの特性を考慮しながら、個別学力検査の方法や配点を工夫している。

個別学力検査の方法として、前期日程では教科の学力検査を、後期日程では教科の学力検査のほか、総合問題、小論文、実技検査、面接と、多様な検査方法を設定している。

推薦入学試験では、大学入試センター試験を課さない推薦入学試験（推薦A）と大学入試センター試験を課す推薦入学試験（推薦B）を設定し、前者では選修・専攻・コースごとに小論文、面接、実技を、後者では面接を課して入学者を選抜している。

帰国子女特別選抜では、選修・専攻・コースごとに小論文、面接、学力検査、実技検査を課して入学者を選抜している。

外国人留学生特別選抜では、日本留学試験の成績を利用するとともに、選修・専攻・コースごとに小論文、面接、学力検査、実技検査を課して入学者を選抜している。

養護教諭養成課程で実施している第3年次編入学試験では、学力検査（総合問題）と面接を課して入学者を選抜している。

特別支援教育特別専攻科では、一般選抜のほか、教育委員会から派遣推薦された者を対象とする特別措置選抜の区分を設け、前者では学力検査と小論文を、後者では小論文と口述試験を課して入学者を選抜している。

修士課程では、一般選抜のほか、現職教員を対象とする特別措置選抜Ⅰ、教育委員会派遣現職教員を対象とする特別措置選抜Ⅱ、社会人を対象とする特別措置選抜Ⅲを設けている。入学者選抜にあたっては、すべての区分で論文（大学の卒業論文の概要又は主な研究の概要、入学後の研究計画の概要）の提出を求めるとともに、特別措置選抜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲではさらに教育研究業績書の提出を求め、その上で、一般選抜では学力検査（外国語、専攻に関する科目）と口述試験、特別措置選抜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでは小論文と口述試験を課して入学者を選抜している。このほか、修士課程では、外国人特別選抜を実施しており、論文（大学の卒業論文の概要又は主な研究の概要、入学後の研究計画の概要）の提出を求めるとともに、学力検査（専攻に関する科目）と日本語による口述試験を課して入学者を選抜している。

専門職学位課程では、入学対象者を学部新卒者、社会人及び現職教員に区分し、このうち学部新卒者については、一般選抜と他大学学部新卒者を対象に推薦選抜の区分を設けるとともに、社会人については、一般選抜と大学卒業後5年以上の者を対象に特別措置選抜の区分を設けている。入学者の選抜にあたっては、すべての区分で研究計画の提出を求めるとともに、学力検査、小論文及びプレゼンテーションを課して入学者を選抜している。なお、推薦選抜の学部新卒者及び現職教員については学力検査を免除するとともに、特別措置選抜の社会人については学力検査の一部を免除している。

後期3年博士課程では、修士論文の写し、研究業績一覧及び研究計画書の提出を求めるとともに、小論文、外国語（英語）の筆記試験及び口述試験を課して入学者を選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施に係る基本的事項については、入試担当副学長を委員長とする入学試験委員会（12人）が所掌している。

入学者選抜の実施にあたっては、入学試験委員会の下に学部入学試験部会、教育学研究科入学試験部会、教職大学院入学試験部会、特別専攻科入学試験部会の4つの部会を置き、募集要項の原案作成から合否判

定原案作成までの一連の業務を担当する体制をとっている。

入学試験問題の作成にあたっては、部会委員を中心に、試験問題の出題者と点検者を定め、試験問題の点検・確認作業を行うなど、出題ミス防止の体制を整えている。

入学試験の実施にあたっては、研究・附属学校担当理事（副学長）が実施責任者となり、各教育組織から選出された部会委員を中心に、入学者選抜の実施体制を編成している。

入学試験日の当日には、学長を中心とした試験本部を置き、試験実施班、警備班、救護班、輸送班、経理班等の班を編成し、試験の円滑な実施と各種トラブルに対応できる体制をとっている。また、試験監督のほか、各種要員を配置し、公正で静穏な試験環境を保持できる体制をとっている。

入学試験終了後は、複数の採点者による採点、採点点検者の確認を経て、各部会で作成した合否判定案をもとに、部会と入学試験委員会の合同委員会（34人）で合否判定原案を作成し、代議員会（42人）で合格者を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜方法の改善に関しては、入学試験委員会において入学者選抜方法の改善・適正化を検討し、平成26年2月には「入試・成績・就職分析調査発表会」を開催している。

学部入試に関しては、平成25年度より、個別学力検査等（前期日程）において、すべての課程、選修、専攻、コースで2教科の受験を課す選抜方法を取り入れている。また、優れた資質・能力を持った学生を確保するため、平成26年度入試より推薦入試における合格基準や調査書基準を改めるとともに、平成27年度入試より一般入試における合格基準を改める等の改善を行っている。

修士課程入試に関しては、合否判定基準の変更や私費外国人留学生の日本語能力に関する出願資格の変更等を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

入学定員は、平成26年度現在、教育学部875人、修士課程100人、後期3年博士課程4人、専門職学位課程50人、特別支援教育特別専攻科30人と設定している。

教育学部全体の過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率は1.09と適正な充足率を確保している。

課程別にみると、初等教育教員養成課程1.08、中等教育教員養成課程1.11、特別支援学校教員養成課程1.09、養護教諭養成課程1.08、現代学芸課程1.08で、いずれの課程も適正な充足率を確保している。

選修、専攻、コース別にみると、初等教育教員養成課程では、12選修の過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率は1.05～1.13で、いずれの選修においても適正な充足率を確保している。

中等教育教員養成課程では、12専攻の過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率は1.05～1.30で、充足率が1.30と高い技術専攻を除くすべての専攻で適正な充足率を確保している。

現代学芸課程では、6コースの過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率は1.06～1.19で、いずれのコースにおいても適正な充足率を確保している。

次に、修士課程については、課程全体の過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率は1.06で適正な充足率を確保している。

専攻別にみると、13専攻のうち、9専攻で過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率が0.73～1.29と適正な充足率を確保しているが、特別支援教育科学専攻（充足率0.48）と技術教育専攻（充足率0.46）の2専攻で実入学者数が入学定員を大幅に下回っており、学校教育臨床専攻（充足率1.64）と社会科学教育専攻（充足率1.68）の2専攻で実入学者数が入学定員を大幅に超えている。これら実入学者数が入学定員を大幅に下回る専攻などについては広報活動を強化することによって、また、大幅に上回る専攻については実入学者数に上限を設けることによって、適正化が図られている。

専門職学位課程については、過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率は0.86、後期3年博士課程については、平成24年の開設後3年間の入学定員充足率は1.00で、適正な充足率を確保している。

特別支援教育特別専攻科の過去5年間（平成22～26年度）の入学定員充足率は0.88で適正な充足率を確保している。

これらのことから、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況がみられる修士課程の一部の専攻については、その適正化も図られており、全体として入学定員に対する実入学者数は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育学部では、次の内容をもって教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）としている。

「本学の教育課程では、教養教育を重視し、教員養成4課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、現代学芸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざすことを目的とします。」

この内容は、学則第 63 条に定める教育学部の目的と同じものであり、また、教育学部教育課程に関する規程第 2 条に定める教育課程の目的とも同じものとなっている。

さらに、教育学部の 5 課程に置く選修・専攻・コースにおいて、それぞれの教育課程の編成・実施方針を定めているが、その内容は専門教育課程を中心としたものになっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針の具体的な内容は、選修・専攻・コースの専門教育課程についてのものにとどまっており、教育学部全体の教育課程の編成・実施方針を明確に定めたものになっているとはいえない。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育学部では、授与する学位を、教員養成 4 課程では学士（教育学）、現代学芸課程では学士（学芸）としている。

教育課程は、共通科目と専門教育科目の 2 区分で構成し、このうち共通科目は、教養科目、日本国憲法、

情報教育入門、外国語科目、スポーツ科目、初年次演習の6科目区分で開設している。

教養科目は、幅広い教養の形成とともに、論理的思考や問題解決能力をはじめとする汎用的能力（ジェネリック・スキル）を培い、主体的学びの姿勢を育成することを目標とし、リテラシー、基本概念、現代的課題及び感性・創造の4つの学修領域に区分して開設している。

「日本国憲法」は、市民的教養として国民主権・人権保障・平和主義を中心にその基本原則の理解を図ることを目標とし、すべての学生に対して必修としている。

「情報教育入門」は、現代の情報化社会に対応するため、コンピューターの操作を通して、情報の捉え方、活用方法に関する理解を深めることを目標とし、外国語科目は、英語、初習外国語（ドイツ語、フランス語、中国語及びポルトガル語）及び英語コミュニケーションの各科目に区分して開設し、広く諸外国の文化を理解し、国際交流と専門の学芸の基礎的能力を育成することを目標としている。

スポーツ科目は、健康とスポーツの科学を学び、健康で文化的なスポーツ活動を営める主体者の形成を目標とし、初年次演習は、大学での自立した学びの姿勢を培うことを目標としている。

専門教育科目は、専門諸科学の領域において精深な知識を修得し、科学的、創造的研究能力の育成を目標としており、教員養成4課程の専門教育科目と現代学芸課程の専門教育科目に区分して開設している。

教員養成4課程の専門教育科目は、①教科研究科目、②専攻科目（教科専攻科目、教育科学専攻科目、幼児教育選修科目、情報専攻科目、特別支援教育専攻科目、養護教育専攻科目）、③教職科目（教科教育科目、保育内容研究科目、教育科目）、④教科又は教職に関する科目、⑤養護又は教職に関する科目、⑥卒業研究の6つの科目区分を設定して開設している。

教員養成4課程の専門教育科目の内容及び水準は、全体として今日の学校教育の担い手となる学校教員の養成に必要な内容・水準を備えたものとなっている。

現代学芸課程の専門教育科目は、①共通基礎専攻科目、②専攻科目（コース専攻科目）、③卒業研究の3つの科目区分に区分して開設している。

現代学芸課程の専門教育科目の内容及び水準は、全体として6コース2専攻において現代社会の多様な分野の人材育成をめざす同課程に相応しい内容・水準を備えたものとなっている。

これらのことから、教育学部全体の教育課程の編成・実施方針は明確ではないものの、教育課程が体系的に編成されており、その内容・水準が、授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教員養成4課程においては、卒業要件単位を修得することで取得可能な教育職員免許状（主免許状）のほか、追加の履修を通して他校種の教育職員免許状（副免許状）の取得が可能となるよう教育課程を編成し、学生のニーズ及び教育現場の要請に応えている。

また、学校図書館司書教諭、社会教育主事、学芸員、社会福祉主事、保育士の資格取得が可能な教育課程を編成し、学生のニーズに応えている。

現代学芸課程においては、教育職員免許状取得を希望する学生の要望に応え、教育職員免許状が取得可能な教育課程を編成するとともに、学校図書館司書教諭、社会教育主事、学芸員、社会福祉主事の資格取得、社会福祉士の受験資格が取得可能な教育課程を編成し、学生のニーズに応えている。

また、学部から大学院へと6年一貫の教育課程を履修する「6年一貫教員養成コース」を設置して、高い資質・能力を備えた学校教員の養成に対する社会的要請に応えている。同コースには3年次に所属し、学校現場での実践活動を内容とする課題実習やテーマ実習、海外や企業等での研修を内容とする教材開発

研究、海外教育研究等を通して、実践力、企画力、コミュニケーション能力、研究能力、組織力等の高度な教職能力を育成するコースとしている。平成 21～25 年度までの 5 年間の同コース進学者は 40 人となっている。

さらに、多様な学習機会の活用の要請に応え、入学前の既修得単位の認定（平成 23～25 年度の認定者 7 人）、大学以外の教育施設等における学修の単位認定（平成 23～25 年度の認定者 162 人）、海外留学中に修得した単位の認定（平成 23～25 年度の認定者 3 人）、単位互換協定に基づき修得した単位の認定（平成 23～25 年度の認定者 9 人）を実施している。

このほか、養護教諭養成課程において 3 年次編入を実施し、多様な進学機会提供に対する社会的要請に応えている（平成 22～25 年度の編入学者 8 人）。

また、平成 24 年度より文部科学省大学間連携共同教育推進事業「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」に、愛知県内の国公私立 5 大学で取り組み、教員養成の高度化をめざして共同して教材の開発を行うとともに、教育方法の改善等、実践的指導力の育成に重点を置いた事業を進めている。平成 25 年度には、共同授業の実施に向けて、遠隔地講義システムによる同時受講の試行を行うとともに、配信授業 5 科目（10 単位）のデジタルコンテンツの作成を開始している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業科目ごとの講義、演習、実験・実習・実技の授業形態の別は、履修の手引の履修課程表に欄を設けて明記するとともに、単位数欄にも、単位数に a（講義）、b（演習）、c（実験・実習・実技）の記号を併記して授業形態を明示している。

共通教育科目及び専門教育科目の授業形態別の割合は、講義 48.2%、演習 36.5%、実験・実技・実習 15.3%となっている。

教育学部教育課程に関する規程第 23 条に「一つの授業科目の学生数は、講義 50 名、演習、実験、実習及び実技各 30 名を原則とする。」と定め、授業当たりの学生数が過大にならないよう配慮している。

教育内容に応じた適切な学習方法については、自然との関わりについての教材研究を行うため、学内施設である自然観察実習園を活用する実習形式の授業（「生活科研究 B I」）や、教育実習の履修を終えた学生が、授業補助等の実践経験を積むための学校現場での授業（「英語教育実践」）等の例が見られる。

また、平成 25 年度から FD 活動の一環として、教員相互の授業参観を実施し、参観者のコメントを集約して授業者に提供することによって、より適切な学習方法を工夫する試みを開始している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学則第 31 条に、学年は前期・後期の 2 学期とすることを、教育学部教育課程に関する規程第 20 条及び第 22 条に、1 年間の授業期間は 35 週とすること、授業は 15 週を単位として行うことを定めている。

平成 25 年度においては、授業期間は 4 月 8 日から 2 月 5 日までと設定され、夏季及び冬季休業期間を除いて 35 週が確保されている。また、シラバスによれば、前期・後期とも、授業期間として 15 週を確保し、16 週目を試験にあてている。

学生の主体的な学習を促し、単位の実質化を図るため、各学期における履修登録単位数の上限を 20 単位とし、さらに、卒業研究を履修する学年においては、教員養成 4 課程は 17 単位、現代学芸課程は 15 単位とする CAP 制を教育学部教育課程実施要領に定め、制度を運用している。なお、この CAP 制は、平成 19 年度入学生から、選択科目及び自由科目の選択幅の拡大を考慮して、上限を 24 単位として運用している。

また、シラバスに「授業外学習指示」欄を設けて、自学自習を促すよう工夫している。

さらに、学務ネット上に e-learning 英語学習サイトを開設し、授業時間外の自主学习によって、英語能力の向上が図れるようにしている。

そのほか、当該大学では、学生の授業科目ごとの学習時間を授業評価アンケートによって把握しているが、当該アンケートは、授業外学習時間が十分に把握できる設問にはなっていない。

これらのことから、授業外学習時間の把握は必ずしも十分ではないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

一部にシラバス未作成の授業科目が見られるが、原則としてすべての授業科目についてシラバスを作成している。作成にあたっては、毎年度作成するシラバス作成要領に基づき、統一フォーマットを用いて、学務ネット上で授業担当者が必要な情報を入力する方法で作成している。

シラバスの記載項目は、授業科目、担当教員名、開講時期、開講時限等の基本情報に加えて、授業目標、授業計画、教科書、参考書、評価基準・方法とし、このほか特別の指示事項やオフィスアワーを記載する構成にしている。

授業目標については、①知識・理解、②思考・判断、③関心・意欲、④技能・表現、⑤その他、の 5 つの観点を立て、1 つ以上の観点について学生に期待する行動目標・到達目標を記載する内容としている。

15 回の授業計画については、各回の授業の内容・方法を記載するとともに、授業外学習指示の欄を設けて、事前・事後学習の内容を具体的に指示するようにしている。

また、同一授業科目を複数教員で並列開講する場合には、授業目標や評価基準の共有を担当教員で確認の上、シラバスを作成するようにしている。

授業担当教員がシラバスを入力し、登録を済ませた段階で、教務企画委員会の下に置かれた時間割編成専門委員会委員が、その内容に不備等がないかどうかを確認している。

なお、シラバスは、学生によって履修科目の選択及び自主学习のために活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生の実態は把握のための調査等は行われていないが、入学者の高等学校における科目履修の状況に基づき、一部の授業科目（物理学関係等）で未習者と既習者でクラス分けを実施している。

各教育単位において、学期ごとに成績不振者に対して GPA（科目成績平均値（Grade Point Average））に基づく個別指導を行っている。具体的には、GPA が 1.5 以下の学生に対して、指導教員が面談を行い、その結果を教務課に報告する仕組みを作り、学生ごとに成績不振の原因を把握するとともに、状況に応じた個別指導を行っている。平成 25 年度の指導対象者は 253 人（在籍学生の 8.7%）であった。

英語学習については、学務ネット上に e-learning 英語学習サイトを導入しており、成績不振者の補習に利用している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-2⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学則第73条に「本学の教育課程を履修し、所定の課程を修め卒業した者には、学士の学位を授与する。」と定めるとともに、学位規程第3条に「学士の学位は、本学教育学部において、所定の課程を修め卒業した者に授与する。」と定めている。

これらの規定を踏まえつつ、教員養成4課程及び現代学芸課程それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

また、各課程に置く選修・専攻・コースごとに、身に付けるべき思考・判断、知識・理解、技能・表現、関心・態度などの具体的な内容もしくは教育の目標をもって、学位授与方針を定めているが、その内容は必ずしも統一性のあるものになっているとはいえない。

これらのことから、選修・専攻・コースごとの学位授与方針について改善の余地が見られるものの、学位授与方針が定められていると判断する。

5-3-1② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、授業科目ごとにあらかじめシラバスに示した基準・方法に基づいて実施している。具体的には、授業の出欠状況、レポート、中間テスト、最終試験の組み合わせ等により成績評価を行っている。

成績評価の基準については、教育課程実施要領に、成績評価はS、A、B、C、Dの評語により5段階で判定し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とすること、評価の基準は、S：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満と定め、履修の手引に掲載して学生に周知を図っている。

なお、同要領に、定期試験を受験するには、15回の授業のうち、原則として10回以上の出席が必要であることを定め、これを実施している。

GPA制度については、平成20年度入学生より順次実施を進め、平成23年度以降は、全学年ともGPA制度を実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

同一授業科目を複数開講する場合には、成績評価分布の情報を関係学系等に提供し、授業ごとの成績評価の状況を担当教員で共有することによって、成績評価の工夫・改善に取り組む科目別FDを実施している。

成績評価に関する異議申立てについて、成績に疑義がある場合は、成績公開日から10日以内に授業担当教員若しくは教務課に申し出て、申し出を受けた教員は、その内容を確認し、申し出た学生に対して、直接若しくは教務課をとおして評価の経緯を説明することを、授業履修成績取扱要領に定めて、本制度を運用している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

教員養成4課程の卒業要件については、教育学部教育課程に関する規程第27条に、現代学芸課程の卒業要件については、同規程第28条に「本学に4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、128単位以上を修得することとする。」と定め、科目区分ごとの必要単位数を定めている。これらの卒業要件は、具体的な履修方法とともに履修の手引に掲載し、学生に周知を図っている。

卒業研究については、選修・専攻・コースごとに、①提出期限、②提出場所、③書式・部数、④執筆上の注意、⑤提出時の留意点、⑥審査における評価項目・評価基準・評価方法、⑦その他注意事項、からなる卒業研究審査方法等基準を作成し、その内容について学生に周知を図っている。

卒業予定者については、卒業を予定する学期ごとに各学系等の教務担当者(時間割編成専門委員会委員)が単位修得状況を確認し、これに基づき教務企画委員会が原案を作成し、代議員会で卒業の認定及び卒業延期の決定を行っている。

卒業が認定された者に対しては、学務ネットにより通知を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程(専門職学位課程を含む。)>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

修士課程では、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を、次のとおり定めている。

「修士課程は、教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成を図ることを目的とする。

併せて現代的課題の探求に取り組む学芸諸分野の有為な人材の育成をめざします。また、現職教員及び社会人においては、修士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付けます。」

この内容は、学則第74条に定める修士課程の目的と同じものとなっている。

さらに、専攻・領域ごとに、それぞれの教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針は、定められてはいるものの、その具体的な内容は、専攻・領域ごとの教育課程についてのものにとどまっており、修士課程全体の教育課程の編成・実施方針を明確に定めたものになっていない。

専門職学位課程では、教育課程の編成・実施方針を「学部直進者(学部新卒者の意)や社会人等を対象とする「教職実践基礎領域」と現職教員を対象とする「教職実践応用領域」の2つの履修上の区分を設け、それぞれに応じた教育課程を「理論と実践の融合」を図る基本的理念の下、共通科目、専門科目、実習科

目の3つの科目区分により、体系的に編成」すると定めるとともに、教育課程の実施方針を定めている。

後期3年博士課程では、教育課程の編成・実施方針を「教育課程は、科目群として「教科開発学」に関する「基礎科目」、各分野の専門的な「分野科目」、各分野の総合的な「応用科目」の3つの科目で構成」すると定めるとともに、教育課程の実施方針を定めている。

これらのことから、修士課程全体の教育課程の編成・実施方針については、改善の余地があるものの、専門職学位課程及び後期3年博士課程の教育課程の編成・実施方針は定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

修士課程の教育課程は、発達教育科学専攻科目、特別支援教育科学専攻科目、養護教育専攻科目、学校教育臨床専攻科目、教科教育専攻科目、特別研究科目の6つの科目区分で構成している。

このうち、発達教育科学専攻科目は、教育学領域科目、教育心理学領域科目、幼児教育領域科目、生活科教育領域科目、日本語教育領域科目、情報教育領域科目の6つの科目区分で構成している。また、各教科教育専攻科目は、教科教育学に関する科目と教科内容学に関する科目の2つの科目区分で構成している。

これらの科目区分のうち、発達教育科学専攻科目の教育学領域科目及び教育心理学領域科目と、特別研究科目は、すべての専攻の学生が共通に履修する科目区分としている。

各科目区分のもとに開設されている授業科目の内容、水準は、全体として教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成という修士課程の目的及び修士（教育学）の学位におおむね相応しいものになっている。

専門職学位課程の教育課程は、学部新卒者を対象とする教職実践基礎領域と、現職教員を対象とする教職実践応用領域の2領域を設け、両領域で共通に開設する共通科目と、領域ごとに開設する専門科目及び実習科目の3つの科目区分で構成している。

共通科目は、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）第8条の定めに基づき、5つの必修領域で授業科目を開設している。

教職実践基礎領域の専門科目は、授業づくり専門科目と学級づくり専門科目の2つの科目区分で構成し、実習科目は、学校における実習と社会体験実習の2つの科目区分で構成している。

教職実践応用領域の専門科目は、授業づくり履修モデル専門科目、学級づくり履修モデル専門科目、学校づくり履修モデル専門科目の3つの科目区分で構成し、実習科目は、学校における実習と社会体験実習の2つの科目区分で構成している。

各科目区分のもとに開設されている授業科目の内容、水準は、全体として理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得による実践的指導力を備えた教員の養成という専門職学位課程の目的及び教職修士（専門職）の学位に相応しいものになっている。

後期3年博士課程の教育課程は、専攻基礎科目、専攻分野科目、専攻応用科目の3つの科目区分で構成している。

このうち、専攻分野科目は、教育環境学分野科目、人文社会系教科学分野科目、自然系教科学分野科目、創造系教科学分野科目の4つの科目区分で構成している。

各科目区分のもとに開設されている授業科目の内容、水準は、全体として高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うという後期3年博士課程の目的及び博士（教育学）の学位に相応しいものになっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その

内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

修士課程においては、数多くの授業で、担当教員が自らの研究成果をまとめた著書や論文等をテキストや参考文献として使用して、授業の内容に最近の学術動向が反映するよう配慮している。

平成 17 年度に、学部授業の履修によって小学校教育職員免許状が取得可能となる修業年限 3 年の「小学校教員免許取得コース」を設け、入学者の教育職員免許取得の要望に応えている。

また、修士課程では、専門職学位課程の授業の聴講を可能とするほか、豊橋技術科学大学大学院工学研究科との間で協定に基づく単位互換制度を設け、多様な授業の履修機会の確保に配慮している。

このほか、主に土曜と夜間に履修する昼夜開講コースを設けるとともに、長期履修学生制度を導入して、現職教員や教育関係者等、社会人学生の修学環境の整備に配慮している。

専門職学位課程では、課題実践研究、教師力向上実習、特別課題実習等、学校教育の具体事例の考察を通じた理論の修得や実践的力量的の獲得をめざした授業科目を教育課程に整備して、今日の教員養成に対する社会的要請に配慮している。

専門職学位課程においても、平成 24 年度より「6 年一貫教員養成コース」を設け、教員養成の修士化に対する社会的要請に配慮している。

また、専門職学位課程では、平成 20 年度の開設時より、修士課程と同様に、学部授業の履修によって小学校教員免許状が取得可能となる修業年限 3 年の「小学校教員免許取得コース」を設け、入学者の教員免許取得の要望に配慮している。

後期 3 年博士課程では、教科開発学に関する原理的諸課題や実践的諸課題を探求する授業科目を教育課程に整備し、高い研究能力を備えた教員養成の担い手を、教員養成大学が自ら育成することによって教員養成の高度化に対する社会的要請に配慮している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

修士課程の授業科目ごとの講義、演習、実験・実習・実技の授業形態の別は、学生便覧の開設授業科目及び担当教員表の単位数欄に、単位数に a（講義）、b（演習）、c（実験・実習・実技）の記号を併記して授業形態を明示している。

授業科目（974 科目）の授業形態別の割合は、講義が 52.9%（515 科目）、演習が 45.1%（439 科目）、実験・実技・実習が 2.1%（20 科目）となっており、多くの授業で講義と演習を併用した授業が行われている。

クラス規模については、受講者数 10 人以下の授業の割合が、前期 90.2%、後期 96.3%となっている。また、授業当たりの平均受講者数は、前期 4.7 人、後期 3.7 人となっている。

専門職学位課程の授業科目ごとの講義、演習、実験・実習・実技の授業形態の別は、学生便覧の開設授業科目及び担当教員表の単位数欄に、単位数に a（講義）、b（演習）、c（実験・実習・実技）の記号を併記して授業形態を明示している。

授業科目（53 科目）の授業形態別の割合は、講義が 0%（0 科目）、演習が 79.3%（42 科目）、実験・

実技・実習が20.7%（11科目）となっている。

多くの授業で、模擬授業、ロールプレイング等の方法が取り入れられ、現職教員学生の現任校の実態や、学校参観や授業参観を基に、事例研究、授業分析等が授業に取り入れられている。また、実習科目については、理論と実践の融合を図るために、研究者教員と実務家教員によるTT（ティーム・ティーチング）方式で授業を行っている。

後期3年博士課程の授業科目（39科目）の授業形態別の割合は、講義が92.3%（36科目）、演習が7.7%（3科目）、実験・実技・実習が0%（0科目）となっている。ただし、講義科目においてもインタラクティブな学習が積極的に取り入れられていることから、実態としては演習科目に近い形態で授業が行われている。また、特色として、専攻応用科目（教科開発学セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ）については、全教員と全学生が一堂に会して授業を行っており、研究課題についての成果を発表する形態で実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

修士課程の履修規程第4条第2項に、授業は15週を単位として行うことを定めている。

平成25年度においては、授業期間は4月8日から2月5日までと設定され、夏季及び冬季休業期間を除いて35週が確保されている。また、シラバスによれば、前期・後期とも、授業期間として15週を確保し、16週目を試験にあてている。

シラバスに「授業外学習指示」欄を設けて、自学自習を促すよう工夫している。

専門職学位課程については、学生の主体的な学習を促し、単位の実質化を図るため、年間の履修登録単位数の上限を34単位とするCAP制を履修規程に定め、さらに一日の履修授業科目数の上限を4科目として、制度を運用している。

専門職学位課程では、1年次で共通科目と専門科目を履修し、2年次で実習科目を履修することを基本としている。1年次の共通科目と専門科目については、火曜日・金曜日の2日間を大学での授業日とし、各学期に15回の授業日が確保できるよう開講計画を立てて授業を実施している。2年次の実習科目についても、必要な授業回数・授業時間が確保できるよう開講計画を立てて授業を実施している。

なお、1年次の大学での授業がない月曜日・水曜日・木曜日の3日間を、教職実践基礎領域の学生（学部新卒者）は、うち2日間を実習予定校での学校サポート活動に、教職実践応用領域の学生（現職教員）は、現任校で勤務にあてている。

専門職学位課程の小学校教員免許取得コースについては、取得単位数が多くなることから、標準履修年限を3年として、単位の实質化の手立てを講じている。

後期3年博士課程については、学期を前期・後期とし、それぞれの学期をさらに3つの期間に区分し、原則として土曜日・日曜日に授業を実施して、必要な授業回数・授業時間を確保するようにしている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

一部にシラバス未作成の授業科目が見られるが、原則として修士課程及び専門職学位課程の全授業科目のシラバスを作成している。作成にあたっては、毎年度作成するシラバス作成要領に基づき、統一フォーマットを用いて、学務ネット上で授業担当者が必要な情報を入力する方法で作成している。

シラバスの記載項目は、授業科目、担当教員名、開講時期、開講時限等の基本情報に加えて、授業目標、

授業計画、教科書、参考書、評価基準・方法とし、このほか、特別の指示事項やオフィスアワーを記載する構成にしている。

授業目標については、①知識・理解、②思考・判断、③関心・意欲、④技能・表現、⑤その他、の5つの観点を立て、1つ以上の観点について学生に期待する行動目標・到達目標を記載する内容としている。

15回の授業計画については、各回の授業の内容・方法を記載するとともに、授業外学習指示の欄を設けて、事前・事後学習の内容を具体的に指示するようにしている。

授業担当教員がシラバスを入力し、登録を済ませた段階で、教務企画委員会の下に置かれた大学院教育学研究科運営専門委員会委員が、その内容に不備等がないかどうかを確認している。

なお、シラバスは、学生によって履修科目の選択及び自主学習のために活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

修士課程において、現職教員や社会人が在籍する昼夜開講コースの学生（平成22年度入学者9人、平成23年度入学者6人）に対しては、就業先での勤務終了後に受講できるよう、刈谷キャンパスにおいて、火曜日・水曜日・金曜日の夜間に授業を開講し、その時間帯を第6限：18時20分から19時50分、第7限：20時から21時30分としている。

同コースの学生は、このほか、刈谷キャンパスで土曜日の昼間に開講する授業、長期休業期間中に開講する集中講義を受講している。

上記の夜間の授業については、仕事を持った学生の勤務終了時刻と刈谷キャンパスへの通学時間を配慮したものとなっている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程においては、学位論文及び修学等の指導・助言を行うため、専攻担当の専任教員のうちから指導教員を定めている。また、指導上必要がある場合は、副指導教員を置いて指導に当たることも可能としている。

なお、平成24年度から、1指導教員当たり指導学生数に上限を設定する申し合わせを行い、論文指導と併せて、きめ細かな学生への学修支援が出来る体制を確保している。

専攻によっては、定期的に修士論文中間発表会や学会参加等を含む授業外の活動を通じて、複数の教員が指導に関わる体制を取っているケースもある。

学位論文については、学生が指導教員の指導を得て論文題目を決めており、修了予定年度の9月末まで

に学位論文題目申請書を提出し、修了予定年度の2月10日までに論文を提出することとなっている。

平成20年度に修士論文審査方法等基準が各専攻・領域ごとに策定され、平成21年度から運用しながら毎年度見直しを行っている。

修士論文審査方法等基準は、学位論文題目申請書を提出した学生に対して、大学院修了時の諸手続の連絡とともに改めて周知を図るほか、専攻・領域ごとのガイダンス等でも学生に対し周知に努めている。

後期3年博士課程の共同教科開発学専攻の入学定員は、静岡大学とあわせて8人、収容定員は24人となっている。一方、専任教員は、静岡大学とあわせて28人であり、教員当たりの学生数は1人以下となっており、きめ細やかな研究指導が出来る状況にある。

指導体制については、学位論文及び修学等の指導・助言を行うため、専攻担当の専任教員のうちから主旨指導教員を定めている。

主旨指導教員は、入学出願に際して提出された第1希望又は第2希望の教員であり、合格発表の際に学生に指導教員の氏名を通知している。

さらに、専攻担当の専任教員の中から副指導教員2人を置いている。副指導教員の1人は所属大学から選び、もう1人の副指導教員は所属大学以外から、主旨指導教員の助言を得て選ぶこととしている。

また、研究上の必要性に応じてさらに1～2人の指導補佐教員を置くこともある。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

修士課程では、学則第87条第1項に「修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。」と定めるとともに、学則第88条第1項に「修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。」と定めている。

これらの規定を踏まえつつ、修士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

また、これらに加え、修士課程に置く専攻・領域ごとに、身に付けるべき思考・判断、知識・理解、技能・表現、関心・態度などの具体的な内容もしくは教育の目標をもって、学位授与方針を定めているが、その内容は必ずしも統一性のあるものになっているとはいえない。

専門職学位課程では、学則第87条第2項に「教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る所定の単位を含む。）の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。」と定めるとともに、学則第88条第2項に「教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。」と定めている。さらに、学位規則第5条に「教職修士の学位は、本学大学院教育実践研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得した上、修了報告書の審査に合格した者に授与する。」と定めている。

これらの規定を踏まえつつ、専門職学位課程で身に付けるべき授業実践力、学級経営力、学校運営力の具体的な内容をもって、学位授与方針を定めている。

後期3年博士課程では、学則第87条第3項に「後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。」と定めるとともに、学則第88条第3項に「後期3年博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。」と定めている。

これらの規定を踏まえつつ、博士論文が具備すべき具体的内容等をもって、学位授与方針を定めている。

これらのことから、修士課程の専攻・領域ごとの学位授与方針について改善の余地が見られるものの、学位授与方針が定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

修士課程における成績評価は、授業科目ごとにあらかじめシラバスに示した基準・方法に基づいて実施している。具体的には、授業の出欠状況、レポート、中間テスト、最終試験の組み合わせ等により成績評価を行っている。成績評価の基準については、履修規程に成績評価はS、A、B、C、Dの評語により5段階で判定し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とすることを定め、評価の基準は、S：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満とすることを学生便覧に記載して学生に周知を図っている。

専門職学位課程における成績評価は、授業科目ごとにあらかじめシラバスに示した基準・方法に基づいて実施している。具体的には、各科目の到達目標を踏まえつつ、授業への取組姿勢、レポート等の学修成果物、定期試験や臨時試験の組み合わせ等により成績評価を行っている。成績評価の基準については、履修規程に成績評価はS、A、B、C、Dの評語により5段階で判定し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とすること、評価の基準は、S：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満とすることを定め、学生便覧に記載して学生に周知を図っている。成績評価の分布は、学期ごとに集計の上、教職大学院運営協議会に諮り、専攻外、学外の立場からの視点も交えて、留意すべき傾向等の確認を行っている。

後期3年博士課程における成績評価は、筆記試験、口答試問、報告書等により、S、A、B、C、Dの評語により5段階で判定し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とすること、評価の基準は、S：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満とすること履修規程に定め、学生便覧に記載して学生に周知を図っている。

なお、履修規程に、定期試験を受験するには、15回の授業のうち、原則として10回以上の出席が必要であることを定め、これを実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

修士課程、専門職学位課程、後期3年博士課程のいずれにおいても、成績評価の基準が明示され、判定に関する標語との素点对応が定められている。

また、成績評価にもとづく単位認定も、修士課程にあつては大学院運営専門委員会、専門職学位課程にあつては教育実践研究科会議、後期3年博士課程にあつては共同教科開発学専攻連絡協議会で行われている。

成績評価に関する異議申し立てについては、学部と同様に、成績に疑義がある場合は、成績公開日から10日以内に授業担当教員若しくは教務課に申し出て、申し出を受けた教員は、その内容を確認し、申し出た学生に対して直接若しくは教務課をとおして評価の経緯を説明している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士課程では、専攻・領域ごとに修士論文審査方法等基準を定めており、修士論文の①提出期限、②提出場所、③書式・部数、④執筆上の注意、⑤提出時の留意点のほか、審査に関しては、①評価項目、②評価基準、③評価方法を定め、学生には資料配布によって周知を図っている。

修士論文の審査体制等については、教育学研究科学位論文審査要領の定めに基づき、教務企画委員会で選定した3人以上の審査委員が、論文審査及び最終試験を行い、審査委員からの報告に基づいて教授会が学位授与の認定を行っている。

なお、審査の手続き等については、学位（修士）論文審査手続要領に詳細を定め、審査を実施している。

後期3年博士課程では、学位論文は、教科開発学を主な領域として、教育環境学及び教科学にかかわる実証的な内容とすることを求めている。

さらに、審査の請求にあたっては、2編以上の学位論文に関連する学術論文（査読付きの筆頭著者論文）が公表済みであることを条件としている。

学位論文の審査体制等については、共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）に係る学位規程の定めに基づき、共同教科開発学専攻連絡協議会が、当該大学及び静岡大学の同専攻担当教員の内から選出した5人以上の審査委員が、論文審査、最終試験及び学力の確認を行い、審査委員からの報告に基づいて当該連絡協議会が学位授与の認定の議決を行うこととしている。

専門職学位課程では、学位規則第5条に「教職修士の学位は、本学大学院教育実践研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得した上、修了報告書の審査に合格した者に授与する。」と定めている。

学部新卒者を対象とする教職実践基礎領域にあつては、実習の成果を中心とする学生個々の膨大な学びの履歴を意識的に繋げ、自己の課題と現代的教育課題の双方の観点から考察し、継続的、発展的に追究することを目的として作成した「実習ポートフォリオ報告」をもって、修了報告書としている。

現職教員を対象とする教職実践応用領域にあつては、「課題実践計画の研究」（1年次後期）、「課題実践研究Ⅰ」及び「課題実践実習」（2年次前期）、「課題実践研究Ⅱ」（2年次後期）で体系的に取り組んだテーマ（現任校の課題）を研究にフィードバックし、より広汎に用いることのできる実践的理論としてまとめた「課題実践報告」をもって、修了報告書としている。

専門職学位課程では、修了報告審査方法等基準を定めており、修了報告書の①提出期限、②提出場所、③提出部数・書式、④執筆上の注意のほか、審査に関しては、①評価項目、②評価基準、③評価方法を定め、学生には学生便覧に掲載して周知を図っている。

修了審査報告書の審査体制等については、実践教育学研究科修了報告書審査要領の定めに基づき、教務企画委員会で選任した3人以上の委員が審査を行い、審査委員からの報告に基づいて教授会が学位授与の認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

愛知教育大学

- 学部から大学院へと6年一貫の教育課程を履修する「6年一貫教員養成コース」を設置して、高い資質・能力を備えた学校教員の養成に対する社会的要請に応えている。
- 平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」に、愛知県内の国公私立5大学で取り組み、教員養成の高度化をめざして共同して教材の開発を行うとともに、教育方法の改善等、実践的指導力の育成に重点を置いた事業を進めている。

【改善を要する点】

- 学部及び修士課程の教育課程の編成・実施方針の内容が、十分な内容を備えたものになっていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

教育学部では、平成18～22年度入学生のうち、標準修業年限4年で卒業する学生の割合は89.6%であり標準修業年限×1.5の6年間では、94.8%の学生が卒業している。なお、卒業を延期する学生の中には、派遣留学及び私費留学による者が若干数含まれている。

平成25年度学部卒業生の在学中の単位修得率は90%以上となっている。

また、教育職員免許状の取得状況については、初等教育教員養成課程卒業生424人のうち423人が、幼稚園、小学校教諭、中学校、高等学校教諭免許状、合わせて1,273の教育職員免許状を取得しており、学生1人当たりの免許状取得数は3.0となっている。同課程の幼児教育選修の学生は、ほぼ全員が幼稚園教諭の免許状に加えて保育士の資格も取得している。

中等教育教員養成課程卒業生については、卒業生193人のうち192人が、小学校、中学校、高等学校教諭免許状、合わせて543の教育職員免許状を取得しており、学生1人当たりの免許状取得数は2.8となっている。

特別支援学校教員養成課程卒業生については、卒業生27人全員が、特別支援学校教員免許状とともに、幼稚園、小学校、中学校教諭免許状、合わせて71の基礎免許状を取得している。

養護教諭養成課程卒業生については、卒業生49人のうち48人が、養護教諭免許状に加えて、中学校、高等学校教諭免許状、合わせて72の教育職員免許状を取得している。

このほか、現代学芸課程卒業生についても、卒業生238人のうち89人が、中学校、高等学校教諭免許状、合わせて167の教育職員免許状を取得している。

修士課程では、平成20～24年度入学生のうち、標準修業年限2年で修了する学生の割合は、86.3%であり、標準修業年限×1.5の3年間では91.1%の学生が修了している。また、平成19～23年度に入学した3年制の長期履修学生については、90.1%の学生が3年で修了している。

修士課程の平成25年度修了生109人のうち、70人（64.2%）が、合わせて168の専修免許状を取得している。

なお、修士課程では、教員採用試験合格によって修了予定年度前に退学する者が若干いる。

専門職学位課程の平成20～24年度入学生のうち、95.2%が、また特別支援教育特別専攻科の平成21～25年度入学者のうち、97.8%が標準修業年限で修了している。

なお、後期3年博士課程については、平成24年4月の設置であり、現時点で修了生はいない。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、①教職関係科目、②専門科目、③共通科目、④アンケート結果の分析、の順に、4年サイクルで、学生による授業改善アンケートを実施しており、4年前の結果と比較分析を行っている。

平成 22 年度前期・後期に実施した専門科目に関する授業改善アンケートでは、設問 8「この授業の目標を達成できたと思うか」に対して、肯定的に回答した学生は 60.7～64.1%にとどまるものの、設問 1「新しい考え方や知識・技能が身についた」に対し、肯定的に回答した学生は 82.9～85.6%となっている。

また、平成 23 年度前期・後期に実施した共通科目に関する授業改善アンケートでは、設問 8「この授業の目標を達成できたと思うか」に対して、肯定的に回答した学生は 58.8～62.3%にとどまるものの、設問 1「新しい考え方や知識・技能が身についた」に対し、肯定的に回答した学生は 78.1～80.0%となっている。

さらに、平成 25 年度後期に実施した教養科目全体に関する授業アンケートでは、設問 12「あなたは、この授業で設定された教育目標に達成できたと思いますか」に対して、肯定的に回答した学生は 41.3%にとどまるものの、設問 1「新しい考え方や知識・技能が身についた」に対し、肯定的に回答した学生は 73.8%となっている。

なお、当該大学では、個々の授業についての授業改善アンケートは継続的に実施しているものの、学生を対象にした学修の達成度や満足度に関する総括的なアンケートは実施しておらず、今後の積極的な取組が望まれる。

これらのことから、学生の学習成果の現状把握に改善が望まれるものの、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

教育学部教員養成 4 課程卒業生の就職率（卒業生に占める就職者の割合）は、平成 21～25 年度の間、83.4～88.3%で推移している。また、大学院等への進学率は 7.1～10.2%で推移している。

教員就職率（卒業生に占める教員就職者の割合）は、70.4～74.3%で推移しており、就職者に占める教員就職者の割合は、82.5～86.3%と高いレベルで推移している。

国立の教員養成大学・学部の教員養成課程を対象に文部科学省が実施している教員就職率調査では、当該大学の平成 25 年度教員就職者数は、正規採用と臨時的任用を合わせて 490 人である。

一方、教育学部現代学芸課程卒業生の就職率は、74.0～81.4%で推移しており、大学院等への進学率は 9.2～13.5%で推移している。就職者の就職先は、企業・官公庁が 66.2～78.4%と高く、教員は 21.6～33.8%で推移している。

修士課程修了者の就職率は 71.8～90.5%で推移し、就職者の就職先は、教員が 57.8～80.0%、企業・官公庁等が 20.0～42.2%で推移している。

専門職学位課程修了者の教員就職率は 96.2～100%で推移し、ほぼ全員が教員に就職している。

これらのことから、学部及び大学院とも、進路状況の実績から見て、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、平成 24 年度より文部科学省特別研究経費による「教員養成キャリアと教員の資質能力との関係に関する調査研究」に取り組んでおり、その一環として、卒業（修了）生に、大学で学んだこと

の意味に関するインタビュー調査を実施している。

平成25年5月には、学部卒業生17人と専門職学位課程修了生8人にインタビューした結果を『教師が語るⅠ』として、平成26年3月には、修士課程修了生17人にインタビューした結果を『教師が語るⅡ』としてまとめ、教育課程の改革や学校現場の理解等につながる基礎資料としている。

さらに、卒業（修了）後の教職経験が6年目までの小・中学校に勤務する若手教師を対象としてアンケート（調査対象者数2,268、回答者数916）を行い、『教師の成長に関する調査報告書』（平成26年3月）としてまとめている。この報告書によれば、「在学時に学んだことを、日々の教育実践の中で実践し、試行・検討しているか」という質問に対して、学部卒業生の肯定的回答は57.7%にとどまっているが、修士課程修了者では75.0%、専門職学位課程修了者では100%が肯定的回答をしている。

また、6年一貫教員養成コースの充実に向け、「教員養成の修士レベル化に対応する大学院カリキュラムの開発研究」に取り組み、その一環として、同コースの修了生と文部科学省、協力校、地元教育委員会、報道関係者等を交えた意見交換を行い、学習成果について肯定的な評価を得ている。

学生の就職先関係者への意見聴取については、教員就職者については、愛知県教育関係者との懇談会、企業等就職者については、毎年度開催する企業研究セミナーや役員等の企業訪問の際に、卒業生への評価を聴取しており、学習成果についておおむね肯定的評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員養成のための教育課程改善等をめざして、卒業（修了）生を対象とした調査研究に積極的に取り組んでいる。

基準 7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の刈谷キャンパスの校地面積は 322, 151 m²、校舎等の施設面積は 59, 584 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

同キャンパスには、講義室 60 室、演習室 128 室、実験実習室 250 室を備えるとともに、情報処理学習室 13 室、語学学習室 8 室のほか、自主学習スペースを整備している。また、ガラス、陶芸、鋳金、織物工房等、実習用施設も整備している。講義室については、多くの講義室が 80%を超える稼働率で授業に有効に活用されているほか、課外活動、各種セミナー、就職ガイダンス等にも活用され、休業期間中も、教員免許状更新講習、公開講座等に活用され、年間を通じて高い稼働率となっている。

また、大学院には現職教員を含む社会人が数多く在籍しており、昼夜開講制による夜間授業に配慮した講義室等の施設を整備しているほか、博士課程の授業用に TV 会議室 2 室を整備している。

体育施設は、陸上競技場、運動場、野球場、サッカー場、ラグビー場、ハンドボール場、テニスコートのほか、体育館 2 棟、武道場・柔道場・剣道場、トレーニングセンター、プール等の施設を整備し、授業及び部活動等で活用している。

施設整備の基本計画として「キャンパスマスタープラン」、実行計画として「キャンパス整備 6 ヶ年計画（平成 22 年度～平成 27 年度）」を策定している。

施設の耐震化については、附属学校を含む大学全体で 92.3%の耐震化を達成しており、平成 27 年度までにすべての建物の耐震化を終える予定である。

施設のバリアフリー化については、身障者トイレが 81.0%、スロープが 80.0%、エレベータが 70.6%、自動ドアが 66.7%整備済みであるが、障害者専用駐車場については 16.0%、誘導用ブロックについては 21.1%の整備率となっている。

安全・防犯への配慮については、大学構内の要所に防犯カメラを設置しているほか、学生証・職員証等による建物入退管理システムの導入、正門入構ゲートの設置など、構内のセキュリティ強化を継続的に行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

教育研究活動のための ICT 環境の提供は、情報処理センターが中心となって行っている。

情報処理センターでは、情報システム委員会、情報システム実施管理委員会と連携を図り、学内情報システム及び情報ネットワークの運用管理や各種情報サービスの提供を行っている。

学内情報ネットワークについては、大学幹線・主要建物 14 棟の支線ネットワーク及び附属学校の支線ネットワークを構築し、外部回線は SINET4 と接続し、データセンター・大学間を 1Gbps の帯域保証に、大学・附属間の通信速度は 100Mbps ベストエフォートとしている。

学部学生にはノートパソコンの所持を義務付け、情報処理センターのマルチメディア演習室に 30 台、第 1 教育用コンピューター室に 50 台、計 80 台のパソコンを設置しているほか、附属図書館、講義室棟等でも、学生の持ち込みノートパソコンからネットワークに接続できる環境を有線、無線ともに整備している。

情報処理センターコンピューターシステムのユーザ ID 登録者数は、学生、教職員合わせて約 5,500 人であり、パンフレットを作成して利用方法の周知を図り、「情報教育入門」をはじめとする情報関連の授業や各専攻の授業のほか、CALL システムを用いて利用者への ICT 教育を行っている。

情報セキュリティ教育については、個人情報保護・情報セキュリティセミナー、セキュリティ講習会を開催するとともに、情報セキュリティサイトをウェブサイト上に開設し、情報セキュリティの確保に向けて取組を行っている。

平成 23 年度より、教育実習参加学生が教育実習の研究授業で用いた学習指導案の中から、学校種ごとに優れた学習指導案を選定し、優れている点、改善すべき点などのコメントを付して「教育実習における学習指導案事例集」データベースに登録し、ウェブサイト上で閲覧できるようにしている。

平成 26 年 3 月現在、約 1,267 件を公開し、公開以降約 4,350 件を超えるアクセスがあった。学習指導案に関するアンケートを実施した結果、データベースを利用した学生は 91.6%、データベースが役立ったとの回答が 51.8%となっている。

このほか、教育実習支援のために、映像による事前指導として『初めての教育実習』と『よくわかる教育実習』の 2 つのコンテンツを作成し、「まなびネット」上で閲覧できるようにしている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学では刈谷キャンパスに床面積 5,861 m²、席数 453 席の附属図書館を整備している。

附属図書館では、教員からの推薦、学生の希望、図書館員による選書等により、教育研究活動に不可欠な図書、雑誌等を、学部学生用、大学院学生用、授業用参考書等、対象や用途別に区別して系統的に収集し、図書館システムを活用して利用者に提供している。

平成 25 年度現在の蔵書数は、和書 496,500 冊、洋書 133,909 冊、計 630,409 冊であり、雑誌種類数は、和雑誌 8,695 種類、洋雑誌 1,833 種類、計 10,528 種類となっている。このほか、電子ジャーナル 6,038 タイトル、電子ブック 3,492 冊、視聴覚資料 1,685 点を収集している。また、大学の学術成果を保存し社会に還元するため「愛知教育大学学術情報リポジトリ」を構築している。

開館時間は、平日 9 時から 17 時を通常開館とし、平日 17 時から 22 時、土曜・日曜・祝日 11 時から 17 時を延長開館としている。平成 25 年度の開館実績は、通常開館、延長開館、合わせて 286 日 2,927 時間となっている。

蔵書検索については、携帯 OPAC サービスを導入し、いつでもどこからでも携帯電話からの蔵書検索がで

きる環境を整備している。また、電子ジャーナル及び電子ブックの利用にあたっては、附属図書館のウェブサイト閲覧用エリアを設け、学内のどこからでもアクセスできる環境を整備している。

平成25年度の入館者は213,761人(学生・教職員:210,752人、学外者:3,009人)、貸出冊数は54,294冊となっている。

附属図書館では、利用者の利用目的やテーマに合わせて検索ができるよう、共通科目図書、児童資料、世界の教科書、大学資料等の特設コーナーを開設するとともに、貴重な所蔵資料である江戸期の俳諧一枚摺資料を電子化し、ウェブサイトで公開している。

また、教職員・学生の作品展示、授業の成果物の展示などが行える多目的利用スペース「アイ♥スペース」を開設し、図書館機能の充実を図っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生が自由に利用できる全学共通な自主的学習環境として、学習用個人机64席を備えた自習室Aとパソコンとプリンタを設置した自習室Bを第一共通棟に整備するとともに、第二福利施設2階に学習スペースを整備している。この学習スペースには、可動壁により小部屋として利用できる一角を設け、プロジェクターとスクリーンを設置してプレゼンテーションの練習等が可能なスペースとしている。専門職学位課程学生のための自習室として、教職大学院自習室Ⅰを教育総合棟に、教職大学院自習室Ⅱを第一共通棟に整備している。

情報処理センターのマルチメディア演習室(パソコン30台)及び第1教育用コンピューター室(パソコン50台)は、8時30分から17時の間、授業時間外は学生の自習用端末室として開放している。

このほか、附属図書館玄関入口のラウンジや玄関前広場、第一共通棟2、3階のリフレッシュスペース、学生会館1階のホールや共同談話室、国際交流センターの多目的ホール等を学生用の学習、交流、くつろぎのスペースとしている。

学生の自主的学習環境として、授業運営と学生への修学支援を目的とした「まなびネット」を構築し、利用案内を作成して、学内外からのアクセスを可能としている。さらに、大学の学生用ポータルサイトに、ポートフォリオ、教育実習支援、授業ポストの3つのサービスを提供し、学生の利用を図っている。

なお、学内での検討結果を踏まえ、附属図書館にラーニング・コモンズを整備するための準備を進めている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

教育学部新生については、年度初めに教務課職員による教務ガイダンスを実施するとともに、教員による専攻コース別ガイダンスを実施している。教務ガイダンスでは、授業、履修、成績、単位等についての説明、1年次の履修方法についての説明、卒業要件についての説明を行い、専攻コース別ガイダンスでは、教員の紹介、専攻コースの特色の説明、専攻コースの授業及び履修の説明を行っている。

在校生については、年度末の3日間にわたって、ガイダンスを実施し、2年次生については、教員養成4課程と現代学芸課程合同で教務課職員による教務ガイダンスを実施するとともに、教員による専攻コース別ガイダンスを実施している。また、3～4年次生については、教員養成4課程と現代学芸課程別に、教務課職員による教務ガイダンスを実施するとともに、教員による専攻コース別ガイダンスを実施してい

る。教務ガイダンスでは、各年次の履修方法についての説明、卒業要件の確認や卒業研究についての説明、教育職員免許状の資格要件単位取得の説明を行い、専攻コース別ガイダンスでは、専攻コースの授業及び履修の説明を行っている。

修士課程については、新入生を対象に、年度初めに教務課職員による教務ガイダンスを実施するとともに、教員による専攻・領域別ガイダンスを実施している。教務ガイダンスでは、授業、履修、成績、単位等についての説明、修了要件、専修免許状についての説明を行い、専攻・領域別ガイダンスでは、専攻及び教員の紹介、専攻・領域の特色の説明、専攻・領域の授業及び履修の説明を行っている。

専門職学位課程については、新入生を対象に、年度初めの2日間にわたって教務課職員による教務ガイダンスを実施するとともに、教員による領域・履修モデル別ガイダンスを実施している。教務ガイダンスでは、授業、履修、成績、単位等についての説明、修了要件、専修免許状についての説明を行い、領域・履修モデル別ガイダンスでは、履修内容についての説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学部学生については、入学と同時に指導教員を配置し、修学指導、学活指導、その他の3領域で、学生の相談相手となり、指導助言できる体制をとっている。

修学指導領域では、学習方法に関すること、進学指導等、学活指導領域では、大学コミュニティーへの参加に関すること、安全指導等に関すること、奨学生の指導に関することを、その他の領域では、転課程・転コースの願い出に関すること、休学・退学・復学・転学など、進路変更に関すること、関係窓口に関すること等を指導助言内容としている。

履修上の相談等は、すべての専任教員がオフィスアワーを設定し、相談に応じる曜日・時間帯・場所をあらかじめ学務ネットの教員時間割表に公開して、学生が相談しやすい環境を作っている。

成績不振学生に対しては、学期ごとに学生個々のGPA値を計算し、その数値が1.5ポイント以下の場合、各教育単位において、指導教員から当該学生に面談による修学指導を行っている。

また、留学生については、外国人留学生のためのチューター制度を導入し、専門分野チューター及び日本語チューターによる修学支援のほか、日本での生活に適應するための指導・補助・支援を行っている。

社会人学生については、学期始めの2週間、夜間窓口を開設し、修学全般の相談体制を整え支援を行っている。

障害のある学生については、修学特別支援プログラム要項に基づき、同プログラムを設け、プログラム担当の教職員を配置して学生から相談に対応するとともに、学内の関係部署間の連携強化を図り、総合的な支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学には、平成 26 年 5 月現在、体育系団体 58 と文化系団体 38、計 96 の課外活動団体が設置されており、在籍学生の 68.3%が、課外活動団体に参加している。

大学では、これら課外活動団体の活動のための環境整備のため、各団体の活動拠点を整備するとともに、合宿所や貸与物品を整備し、その活動を支援している。

合宿所は、年間を通じて活発に利用されており、平成 25 年度の稼働率（収容可能人数に対する利用者数の割合）は、90.7%となっている。

また、大学からは毎年度、公認団体に対し、大学経費及び後援会経費等から物品援助、全国大会参加のための旅費、上位成績者への褒賞金等の支援があり、課外活動全体の活性化を図っている。

学生の自治会組織については、学生の自主組織である体育会と文化会の運営支援を行うとともに、クラブ・サークル代表者セミナーを開催し、課外活動団体の主体的運営を支援している。

大学祭や秋祭については、学生組織である大学祭実行委員会が中心となって、クラブ・サークルの発表、ステージ企画、出店企画、スポーツ祭典及び大学紹介等の催しものを企画・運営している。

また、大学祭とは別に、近隣の幼稚園児や小学生を対象として、ゲームやものづくりなど、学生と子どもが一緒になって遊ぶ「子どもまつり」を、毎年度春と冬に開催しており、地域社会との交流を行っているが、これらについても大学として支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活に関する学生の意識やニーズを把握するため、全学生を対象に学生生活実態調査を定期的に実施している。

ハラスメント相談、就職・進路相談、経済・生活相談、留学・国際交流相談など、多種多様な相談には、それぞれの担当部門が対応する体制を整備している。具体的には、ハラスメント相談はハラスメント相談員が、就職・進路相談はキャリア支援課やキャリアカウンセラーが、経済・生活相談は学生支援課が、留学・国際交流相談は、国際交流センターが、相談に対応する体制を整えている。

保健環境センターでは、全学生を対象に一般定期健康診断を実施するほか、健康相談に対応するとともに、生活習慣病、薬物乱用、飲酒、禁煙、インフルエンザ等感染症対策などの保健指導を行っている。相談内容によっては学外の機関と連携を取りながら、問題解決に向けた支援を実施している。学生からの健康相談件数は、平成 23 年度 630 件、平成 24 年度 621 件、平成 25 年度 612 件となっている。このほか、放射線従事者の特定健診、危険有害物質を取り扱う学生の安全・健康調査や作業環境測定等、健康管理や安全教育も同センターで行っている。

キャリア支援センターを設置し、就職活動支援等に関する基本方針を策定するとともに、教員就職希望者を対象に特任研究員による面接、小論文の添削指導等を実施し、企業就職希望者を対象に個別相談、グループディスカッション等の実践的指導、企業研究セミナーを開催して、学生のキャリア支援を行っている。

また、障害のある学生への生活支援については、新入生ガイダンスの時点から、学生ボランティアによるパソコンテイクやノートテイクを配置している。

留学生の生活支援については、国際交流会館チューターが日常生活の指導や生活相談に応じている。ま

た、地域住民・学校等との交流行事等、各種留学生のための行事を実施し、留学生が日本理解を深められるよう支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済支援として、入学料・授業料免除と奨学金の貸与を行っている。

入学料・授業料免除については、「授業料免除及び徴収猶予に関する規程」及び独立行政法人日本学生支援機構の制度に基づき、学生支援委員会経済支援専門委員会が対象者を選考し決定している。入学料・授業料全額免除のほか一部免除を設け、多くの学生の申請に応えられるようにしている。

専門職学位課程においては、社会人学生への経済支援として、休業・退職して入学した者に対しては、授業料の半額を免除し、現職教員のまま入学した者に対しては、授業料の4分の1を免除している。

平成25年度の入学料免除者は、教育学部8人、修士課程15人、専門職学位課程1人、後期3年博士課程1人、特別支援教育特別専攻科1人となっている。また、授業料免除者は、教育学部634人、修士課程100人、専門職学位課程86人、後期3年博士課程2人、特別支援教育特別専攻科2人となっている。

東日本大震災被災者支援として、従来の入学料・授業料免除制度とは別枠の基準・予算を設け、平成25年度においては、4人の学生に対し入学試験検定料の不徴収及び授業料免除を適用するなどの経済支援を行っている。

奨学金については、平成25年5月現在の日本学生支援機構奨学金の採用者が、教育学部318人、修士課程34人、専門職学位課程15人、後期3年博士課程2人、特別支援教育特別専攻科4人となっている。

民間奨学金については、平成25年度に20件の公募があり、うち7つの奨学金を学生9人が受けている。

このほか、国際交流会館に日本人・外国人留学生混住型学生寮として、収容定員64人の男子寮と収容定員126人の女子寮を整備するとともに、外国人留学生及び外国人研究者用の宿舎として、单身室24室、夫婦室3室、家族室3室を整備して学生の経済的負担を軽減している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「教育実習における学習指導案事例集」データベースを構築し、ウェブサイト上に「まなびネット」を設けて閲覧できるようにしている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の状況及び学習成果に関するデータの収集・分析等については、教育創造開発機構が統括する大学教育研究センターのFD・学習支援部門が担当している。

同センターのFD・学習支援部門では、教育の質の改善・向上のための取組の一環として、学部の授業を、教職関係科目、専門科目、共通科目の3つの科目群に分けて、分析の年を含めて科目群ごとに4年に一度のサイクルで授業アンケートを実施している。

授業アンケートの集計・分析結果は、同センター長が教務企画委員会に報告するとともに、年度末には教授会に報告している。教務企画委員会が、全学的な改善が必要となる場合には、改善策を検討し、教育研究評議会に提案している。教務企画委員会から教育研究評議会に提案された具体的な改善事例として、「初年次演習」の導入、教育実習の実施形態の改善等がある。また、担当教員は授業アンケートの集計結果を受けて、授業の課題と改善案を記入した自己評価書を提出することとなっており、その自己評価結果について、多様な授業改善の取組を類型別に分類し、授業改善の工夫ティップス集を刊行するなどして、授業改善策等を学内で共有できるようにしている。

そのほか、評価委員会は、自己点検・評価の結果を取りまとめ、同委員会に置く教育課程部会を通じて、教務企画委員会が所掌する中期目標・中期計画や年度計画の策定に反映するとともに、教育課程部会が年度計画に基づいて計画した改善が実施されているかどうかを年度の中期と年度末に確認する仕組みを構築している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的に継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学では、「愛知教育大学憲章」の「愛知教育大学の運営のあり方」の項に「愛知教育大学は、学生の学修活動を支援し、教育改善への学生参画を保障する」ことを謳っている。

学生からの個々の授業についての意見は、授業アンケート（自由記述欄を含む。）によって聴取し、授業改善に活かしている。

平成 22 年度に授業の在り方へ提言を行うための学生FD組織「あいこね」が発足し、同組織の学生が新任教員FD研修会に参加して、授業への要望等を述べる機会としている。

さらに、教務企画委員会への学部学生代表1人及び大学院学生代表1人の出席を認めており、カリキュラムや授業運営に対して、学生の声を取り入れる仕組みを設けている。

そのほか、学生の教育に関する声を受け止めるための「意見箱」を学内に常設している。

学生・教職員間の意見交換の場として、平成23年度に、従来の全学会議を廃止し、学生自らが決めたテーマを話し合うキャンパストークを設置している。平成23年7月の第1回キャンパストーク（参加者：学生28人、教員10人、事務系職員36人、計74人）では、事前に「もの申すシート」で提出された教育に関する意見・質問として、CAP制の上限に関する事、実践形式の授業に関する事等が出され、テーマセッションでは、共通科目等に関する教育の質保証について意見交換を行っている。学生の意見・要望は、広く学内に周知が図られ、関係会議等で改善への取組に活かされている。

授業改善についての教員からの意見聴取は、大学教育研究センターの担当のもとに、授業担当教員が学生による授業アンケートの結果を踏まえて、自ら授業改善にどのように取り組むかを報告する自己評価書の提出によって行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の保護者の意見については、平成23年度から保護者懇談会を開催し、大学の概況や学生の進路・生活状況を説明するとともに、当該大学への期待や要望について直接聴取する機会としている。午前には全体説明、午後には選修・専攻ごとの個別面談を実施し、保護者の多くから好評を得ている。

学外有識者の意見については、元学長のほか、政界、教育界等から大学教育に関して深い見識と経験を有する有識者を顧問として迎え、顧問会議を開催して意見を聴取し、経験者としての声を教育の質の改善・向上に活かしている。平成25年度は、経営協議会との合同会議の形式で顧問会議を2回開催している。

教育関係者の意見については、県教育委員会、県教育事務所、名古屋市教育委員会、県公立高等学校長会、県特別支援学校長会、県小中学校長会、県国公立幼稚園長会、都市教育長協議会、県町村教育長協議会、県教員組合と合同の懇談会を開催し、相互理解と連携協力を深め、地域の教育の充実に貢献するための当該大学の役割について意見交換を行い、出された意見・要望等を教育の質の改善・向上に活かしている。

学生の教育実習先関係者の意見については、教育実習連絡会を開催して意見を聴取し、教育実習の事前事後指導や実施方法の改善、実習関係の教材の作成等に活かしている。また、教育実習終了後には、実習校の校長や指導教員に実習後の所感の提出を求め、その内容を教育実習の改善・充実に活かしている。

地元企業等の関係者の意見については、学長や役員が企業訪問をした際に、学生への評価や要望を受け、その内容を大学に持ち帰り、教育の質の改善・向上に活かしている。

このほか、平成24～25年度に、大学関係者3人、教育関係者1人、計4人からなる外部評価委員を委嘱し、両年度にわたって教育活動についての外部評価を受けている。外部評価における指摘事項は、学内関係部局において、教育の質の改善・向上に活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

毎年度1回、全学FD研修会を開催している。そのテーマは、平成23年度は「学生参加型授業の取り組み例と課題について」、平成24年度は「新教養科目の理念と授業内容」、平成25年度は「教員養成大学におけるリベラル・アーツ」であった。

また、毎年度1回、新採用教員FD研修会を開催している。

さらに、教育学部、修士課程、専門職学位課程、後期3年博士課程ごとに、それぞれのFD研修会を開催している。教育学部では平成23年度2回、平成24年度5回、平成25年度10回、修士課程では毎年度1回、専門職学位課程では平成23年度7回、平成24年度6回、平成25年度5回、平成24年度に設置した後期3年博士課程では、平成24年度7回、平成25年度5回、FD研修会を開催している。

これらのFD研修会では、必要に応じて学生、大学院学生の参加を求め、報告や意見の発表を依頼している。

学生のFD活動については、学生FD組織「あいこね」を通じて、大学教育研究センターが学生のFD活動への支援を行っている。「あいこね」は、FD集会等の学内集会の開催、学生FDサミット等の学外集会への参加、新採用教員FDへの参加、学内新聞の作成など多岐に渡る活動を行っている。

このほか、平成25年度からFD活動の一環として、教員相互の授業参観を実施し、参観者のコメントを集約して授業者に提供することによって、より適切な学習方法を工夫する試みを開始している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

修士課程2年生のTA（平成23年度31人1,242時間、平成24年度25人1,072時間、平成25年度21人878時間）については、演習や実験・実習等の学部授業の補助者として教育支援の業務に従事するにあたって、授業担当教員の指導と指示を受けている。

また、外国人留学生のために専門分野チューター（平成23年度39人、平成24年度35人、平成25年度32人）と日本語チューター（平成23年度0人、平成24年度11人、平成25年度31人）を配置しており、これらチューターについては、マニュアルに基づき、業務内容の確認を行っている。

障害のある学生を支援する学生ボランティアのうち、ノート・パソコンテーカーについては、サークル顧問教員による技術指導のほか、代表学生が他大学で開催される「障害学生支援プロジェクト」に参加し、ノート・パソコンテイクによる授業や模擬授業等を体験するなどして資質向上に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 多様な授業改善の取組を類型別に分類し、授業改善の工夫ティップス集を刊行するなどして、授業改善策等を学内で共有できるようにしている。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成25年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産48,251,921千円、流動資産2,563,649千円であり、資産合計50,815,571千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債5,348,880千円、流動負債2,778,437千円であり、負債合計8,127,317千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金194,500千円の用途は職員住宅改修事業であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり宿舍使用料収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務204,427千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成21年度からの5年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 25 年度末現在の当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 7,757,423 千円、経常収益 7,811,795 千円、経常利益 54,372 千円、当期総利益は 53,593 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 174,653 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分にあたっては、本学の目的に沿った予算編成方針に基づき、教育研究活動に必要な教育経費、研究経費、施設設備費等への配分が行われている。

また、学長裁量経費を大規模な施設整備を実施するための施設設備事業支援経費として確保するなど、弾力的な重点配当を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、財務部長及び理事（総務・財務担当）、事務局長で内容の検討を行い、財務委員会、経営協議会及び役員会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を策定して実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査規程に基づき、監事監査室が実施している。

また、監事、会計監査人、監事監査室の三者が情報共有や意見交換を行う機会を定期的に設け、相互に連携して業務を遂行している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に基づき、学長、理事 4 人（うち 3 人の常勤理事が副学長を兼務）、監事 2 人の役員のほか、非常勤の特別学長補佐 1 人を置いている。

平成 26 年 4 月からは、新学長の下、常勤理事が兼務する副学長 3 人のほか、教授併任の副学長 6 人を置き、学長のリーダーシップをより一層発揮できる新体制を整備している。

管理運営組織は、国立大学法人法に基づき、役員会、教育研究評議会、経営協議会、学長選考会議を設置するとともに、教授会、代議員会のほか、各種委員会として、大学改革推進委員会、教員人事委員会、

財務委員会、教務企画委員会、入学試験委員会、学生支援委員会、評価委員会の7つの委員会等を設置して大学の運営及び教学のための体制としている。

事務組織については、事務局（常勤142人、非常勤124人）に法人企画部、財務部、教育研究支援部、学生支援部の4部を置き、法人企画部（常勤21人、非常勤4人）には総務課、人事労務課、財務部（常勤30人、非常勤9人）には財務企画課、施設課、教育研究支援部（常勤42人、非常勤27人）には、教務課、学系運営課、情報図書課、学生支援部（常勤20人、非常勤13人）には学生支援課、キャリア支援課、入試課の10課を置いている。このほか、附属学校部（常勤14人、非常勤46人）に附属学校課を置くとともに、学長直属の監事監査室、秘書広報課（常勤4人、非常勤4人）、教育創造開発機構運営課（常勤11人、非常勤21人）を置き、学長の監督の下、事務局長が事務局の業務を掌理し調整する体制としている。

危機管理全般に係る体制については、発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ適切に対処するため、危機管理に関する規程に危機管理体制を定めるとともに、危機管理ガイドラインを定め、定期的に総合防災・防火訓練を行っている。

また、個別事象ごとの危機管理マニュアルを作成するとともに、ポケットサイズの携帯用防災ハンドブックを作成して全学生に配布している。

さらに、緊急地震速報システムや安否確認システムを導入し、今後の東南海沖地震の発生等、大規模災害の発生にも備えるとともに、非常用自家発電設備や地下水浄化システム等の整備を行い、災害時広域避難場所の指定を受けた大学として、地域全体を視野に入れた防災計画を進めている。

研究活動上の不正行為については、大学で制定する研究倫理規程や研究者の行動規範にも掲げており、研究活動における不正行為への対応に関する実施細則や研究費等に係る不正防止計画を制定・策定して、不正行為を防止する体制を整えている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

大学の管理運営に関する教職員からの意見やニーズについては、教員、附属学校教員、事務職員が参加する教職員会議を開催し、構成員のニーズを把握するとともに、相互の意思疎通及び連絡調整を図っている。

学生からの意見やニーズについては、学生が出席できる教務企画委員会及び学生支援委員会で把握するとともに、学生寮自治会役員との懇談会やクラブサークル代表者セミナー・説明会を開催して把握している。なお、これらの会議等には、必ず学長や理事が出席し、聴取した意見やニーズを、適切に管理運営に反映させる体制を整えている。

さらに、学生生活実態調査を実施して学生のニーズを把握しているほか、学内に「意見箱」を常設して、学生からの大学の管理運営に関する意見要望等を聴取する手立てとしている。

大学の管理運営に関する学外関係者からの意見を聴取する場として、愛知県内の教育委員会との地域教育連携推進協議会、愛知県内教育関係者との懇談会、教育実習連絡会等を、それぞれ年1回開催し、これらの会議において聴取した意見やニーズは、役員部局長会議での対応協議や関係委員会での検討を経て、管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき、法人の業務についての監査を行うため2人の監事を置いている。監事のうち1人は当該大学の教育理念や目標に精通した者としている。

監事は、毎年度策定する監事監査計画に基づき監査を実施し、監査の結果を学長に報告している。

業務監査としては、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の主要会議に出席し、学内諸規程の整備・遵守状況や関連諸法令に基づく業務等の実施状況を確認するほか、事務局各課へのヒアリングの実施等によって、業務の実態等の把握に努め、必要に応じて助言を行っている。

会計監査としては、会計監査人の監査の妥当性及び監査報告書の内容の検討等を行っており、問題点の早期把握に努めている。

平成 25 年度の監査事項は、①大学の運営状況、②財務の運営状況、③教育・学生支援の推進状況、④事務体制の課題把握、⑤附属学校の運営状況、⑥個人情報保護の状況、⑦環境活動の状況、⑧法人文書管理状況、⑨会計の監査、⑩公的研究費の管理・監査体制、⑪その他、であり、大学業務の全般にわたって監査が実施されている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の研修は、現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、能力・資質等を向上させることを目的として実施している。

研修の機会として、大学独自に研修会等を企画・実施するとともに、教務課、学生支援課、キャリア支援課の事務職員については、平成 25 年度は、東海・北陸地区学生指導研修会、就職・キャリア支援研修会、障害学生支援研修会等、東海地区事務連携ネットワークによる合同研修、文部科学省等の行政機関・大学関係機関等が企画・実施する研修会、民間等が企画・実施する研修会等を活用している。

そのほか、平成 25 年度には、大学が主催する研修会として、①新採用職員研修会、②職員研修「大学を変えるとは？～図書館改革の視点から～」、③東海地区国立大学法人等新任課長補佐研修、④キャリア講演会「将来へのキャリアデザインとは」、⑤国大協保険に係る学内研修会、の5件の研修会を実施している。

文部科学省等の行政機関・大学関係機関等が企画・実施する研修会として、大学マネジメントセミナー、東海地区国立大学法人等職員基礎研修、学生相談・メンタルヘルス研修等、合わせて30の研修会等に参加している。

また、民間等が企画・実施する研修会として、放送大学利用による研修、情報システム研修等、合わせて5つの研修会に参加している。

平成 22～25 年度の4年間の研修参加者総数は、延べ740人となっている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

当該大学では、学則第 19 条に「教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め

るとともに、点検・評価実施要項を制定して、これに基づき自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価を実施するために必要な業務は、評価委員会が統括しており、平成 22 年度には同委員会の委員長を、教育担当理事（副学長）から学長に変更している。

また、同委員会の下に、①教育課程、②学生支援、③研究評価、④附属学校、⑤業務改善、⑥財務改善、⑦社会貢献、の 7 つの部会を設けるとともに、自己点検評価・外部評価専門委員会、認証評価専門委員会を設置して、自己点検・評価、外部評価、認証評価の円滑な実施のための体制を整備している。

平成 23 年度より学内情報を整理し、現状を把握するための基礎データの整備を進め、自己点検・評価を実施する際の根拠資料等として活用している。

また、自己点検・評価の実施項目の見直しとともに、評価方法の見直しを行い、従来の「年次報告書」に替えて、毎年度の自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

当該大学では、平成 19 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、その際に選択的評価事項 B（正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況に関する評価）も受けている。

また、国立大学法人評価委員会による評価については、各事業年度の業務実績についての評価を毎年度受けるほか、平成 20 年度には中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（平成 16～19 年度）、中期目標期間における教育研究評価（平成 16～19 年度）を、平成 22 年度には第 1 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（平成 16～21 年度）、中期目標期間における教育研究評価（平成 16～21 年度）を受けている。

このほか、平成 24 年度と平成 25 年度に外部評価を実施している。平成 24 年度外部評価では、学外の有識者 4 人を委員に委嘱し、「自己点検・評価報告書 2011」から、①教育活動、②研究活動、③地域連携、の 3 項目を設定し、書面による事前調査で評価や質問を受けた上、外部評価委員会を開催し、席上、責任者との面談による質疑や学内調査を実施して評価結果をまとめる方法で外部評価を実施している。

また、平成 25 年度外部評価では、新たに学外の有識者 4 人を委員に委嘱し（一部の委員は平成 24 年度と同じ）、「自己点検・評価報告書 2012」から、①管理運営体制、②施設・設備、③財務状況、の 3 項目を設定し、平成 24 年度と同様の方法で外部評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価や外部者による評価の結果、「改善を要する」や「課題がある」などとして指摘を受けた事項については、点検・評価実施要項第 7 条の定めに基づき、自己点検・評価の統括機関である評価委員会から、当該事項を担当する関係部局や委員会に対して、改善案の提示、改善策の実施、改善状況等の報告を指示している。

同委員会では、関係部局や委員会から提出された改善状況についての報告を基に、改善状況を検証し、改善が不十分と認められる場合は再度改善策の実施を指示するなど、評価結果に基づいて確実に改善に取り組むための仕組みを整備して実施してきている。

国立大学法人評価委員会により各事業年度の業務実績についての評価については、指摘を受けた事項とその改善状況を一覧にしてウェブサイト公表している。

平成 24 年度の外部評価における指摘事項と改善状況については、平成 25 年度外部評価の報告書の中に掲載している。

当該大学では、平成 19 年度に受けた認証評価の際に、平均入学定員充足率の超過及び未充足、課外活動支援に係る施設及び貸出物品の整備、建物の耐震化の 3 点について「改善を要する点」として指摘を受けている。

平均入学定員充足率の超過及び未充足の状況については、その後の取組によって平成 22～26 年度の 5 年間の平均では、全体として改善が見られる。

課外活動支援に係る施設整備については、学生合宿所の畳の表替え等を行い、貸出物品の整備については、学生からの要望や貸出状況を勘案し、随時補充を行うなどの対応によって改善を図っている。

建物の耐震化については、「キャンパスマスタープラン」や「キャンパス整備 6 ヶ年計画（平成 22 年度～平成 27 年度）」等に基づき、計画的に進め、耐震化率は平成 18 年度末 50.6%から、平成 25 年度末 92.3%へと高水準に達している。今後、平成 27 年度末までにすべての建物の耐震化を完了する計画としており、指摘を受けた点について着実な対応を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 緊急地震速報システムや安否確認システムを導入し、大規模災害の発生にも備えるとともに、非常用自家発電設備や地下水浄化システム等の整備を行い、地域全体を視野に入れた防災計画を進めている。
- 外部評価の実施にあたっては、書面による事前調査を実施した上で外部評価委員会を開催するなど、実効性のある外部評価となるよう実施方法を工夫している。

【更なる向上が期待される点】

- 教育改善への学生参画制度の有効な活用が期待される。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

「愛知教育大学憲章」に定める、大学の理念、教育目標、研究目標、教育研究の在り方、運営の在り方については、大学ウェブサイトや毎年度刊行する大学概要、大学案内等によって、広く一般社会に公表するとともに、学生及び教職員にも周知を図っている。

学則第 18 条に定める大学の目的、第 63 条に定める教育学部の目的、第 74 条に定める大学院の目的は、学則を大学ウェブサイトに掲載して公表するとともに、履修の手引や学生便覧に学則を掲載して、学生及び教職員に周知を図っている。

新たに採用された教職員に対しては、毎年度、新採用職員研修において、大学憲章や大学の目的等を説明し周知を図っている。

新入生については、新入生ガイダンスにおいて、選修・専攻・コース等の目的を説明し周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針は、大学ウェブサイトに掲載して、広く社会に公表するとともに、学生及び教職員にも周知を図っている。

入学者受入方針は、学部、修士課程、専門職学位課程、後期 3 年博士課程それぞれの学生募集要項に掲載して、受験希望者等に周知を図るとともに、学部の入学者受入方針については、大学案内に掲載して広く社会に公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定めに基づき合わせて 9 項目の教育情報を、大学ウェブサイトの情報公開欄に掲載して公表している。

自己点検・評価、外部評価、認証評価等の結果、財務諸表等財務に関する情報、監査に関する情報も、大学ウェブサイトの情報公開欄に掲載して公表している。また、学部・大学院の設置計画や履行状況報告も大学ウェブサイトの情報公開欄に掲載して公表している。

国の支援経費を受けて取り組む各種の教育改革事業については、プロジェクト紹介を大学ウェブサイト

に掲載して公表している。

教員の研究活動等については、教員のプロフィールを紹介する研究者総覧、教員の研究テーマや研究の概要を紹介する「高校生のための研究紹介」を大学ウェブサイトに掲載しているほか、「特色ある研究、研究集会、受託研究の紹介」「科研費助成事業採択者一覧」「大学教育研究重点配分経費」「学長裁量経費」「学術情報リポジトリ」等の情報も大学ウェブサイトに掲載して公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 愛知教育大学

(2) 所在地 愛知県刈谷市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科、教育実践研究科、特別支援教育特別専攻科

関連施設：大学教育研究センター、教員養成高度化センター、教育臨床総合センター、国際交流センター、地域連携センター、科学・ものづくり教育推進センター、保健環境センター、情報処理センター、キャリア支援センター、教員養成開発連携センター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部3,958人、大学院317人、専攻科27人

専任教員数：246人

2 特徴

(1) 沿革・理念

愛知教育大学の淵源は、小学校教員の養成（師範教育）を目的に明治6年に開校した愛知県養成学校に始まり、昭和24年、新制国立大学の一つとして、旧制諸学校である3つの師範学校を母体に愛知学芸大学学芸学部が発足し、昭和41年には愛知教育大学教育学部に改称した。その後、児童生徒の急増を背景に学科・定員を拡充し、昭和53年には、研究能力を有する教員の育成を目的として教育学研究科（修士課程）を設置した。昭和62年には、教員採用者数の減少に伴い、教員養成課程の定員を一部振替えて、いわゆるゼロ免課程として総合科学課程を新たに設置した。さらに、平成12年に、教員養成課程の入学定員を削減し、併せて総合科学課程を学芸4課程に改組した。その後、団塊世代の大量退職に伴う教員の大量採用に備えて、平成18～19年に学芸4課程を現代学芸課程に改組し、教員養成課程に定員の一部を振替えて、教員養成課程の入学定員を拡充した。また、平成20年には、実践的指導力を身に付けた教員の養成を目的に教職大学院を設置し、さらに、平成24年に、教科開発学の専門研究者等を養成するため教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）を設置した。

(2) 教育学部の特徴

教員養成4課程は、多様な教員養成プログラムを通し

て、7附属学校及び公立学校と連携・協力しながら、教職の専門性を持つ個性豊かな教員の養成を図っており、教員就職率は例年70%を超え、教員就職者数も全国でもトップレベルを維持している。

現代学芸課程は、専門基礎教育を重視するリベラル・アーツ型の教育の下、広い教養と深い専門的能力を持った多様な人材の育成を図っており、進学者を除く就職率は例年90%前後となっている。

(3) 教育学研究科の特徴

①教科別専攻に加え、特別支援教育科学、養護教育、発達教育科学専攻など多様な教育現場のニーズに応える13専攻を設置し、学校教育専攻関連の諸科目を、基礎的素養の涵養のため、全ての専攻に共通科目として履修させている。さらに、各専攻では、専門性の高い授業とともに、研究課題に即した個別指導を計画的かつきめ細かい指導体制の下に推進している。また、現職教員や社会人に修学の機会を提供するため、小学校免許取得コースをはじめ、昼夜開講や長期履修制度等を導入している。

②学校教育臨床専攻では、日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定を受けており、臨床心理士としての基礎となる学問を学ぶことができる。

③静岡大学教育学研究科との共同設置による教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）は、大学教員の養成を目指し、教員養成学部の独自の専門性の確立のために、教員養成の高度化に相応しい教育研究を遂行している。

(4) 教育実践研究科の特徴

教職実践専攻（教職大学院）では、具体事例の考察を通じた理論の修得や実践の力量の獲得を目的として、教職実践基礎領域では、現職教員の学生との共学により、学校現場の多様な実践事例・経験を併せて学び、理論を実践的な視点から理解することができる体制をとり、教職実践応用領域では、現任校の現状課題に応じた専門科目や実習科目を学修し、課題解決に取り組む体制をとっている。

(5) 6年一貫教員養成コースの特徴

高度な専門性を持つ人材を養成するために、質の高いカリキュラムとして、学部4年間と大学院2年間を一貫させた「6年一貫教員養成コース」を設置している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の理念

愛知教育大学憲章において、愛知教育大学の理念は、「学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等の理念を踏まえ、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることが、普遍的使命であることを自覚」し、「学部及び大学院学生、大学教職員、附属学校教職員等を構成員とし、大学の自治の基本理念に基づき、大学における自律的運営が保障される高等教育機関として、また国により設置された国立大学として、その使命を果たすため、本学の教育目標と研究目標、教育研究及び運営のあり方を定め、これを広く社会に明らかにするものである。」ことを定めている。

2 大学の目的

愛知教育大学の目的は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学術の中心として、深く専門の学芸を教育研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることである。

3 大学の教育及び研究目標

愛知教育大学の教育目標は、平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざすこととしており、学部及び大学院における教育目標は次の通りである。

学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざす。

大学院教育においては学部教育を基礎に、学校教育に求められるさらに高度な能力を有する教員の養成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図る。

愛知教育大学の研究目標は、次の通りである。

愛知教育大学は、教育諸科学をはじめ、人文、社会、自然、芸術、保健体育、家政、技術分野の諸科学及び教育実践分野において、科学的で創造性に富む優れた研究成果を生み出し、学術と文化の創造及び発展に貢献する。さらに、その成果を社会へ還元することを通して、人類の平和で豊かな未来の実現、自然と調和した持続可能な未来社会の実現に寄与する。

4 大学の使命及び教育研究のあり方

(1) 学問の自由と大学の自治……自発的意思に基づく学術活動が、世界平和と持続可能な社会の形成に寄与することを期して、学問の自由を保障する。また、大学の自治が保障された自律的共同体として、教育が国民全体に責任を負って行われるべきであることを自覚し、不当な支配に服することなく、社会における創造的批判的機能を果たす。

(2) 世界の平和と人類の福祉への貢献……学術の基礎研究と応用研究をはじめ、未来を拓く新たな学際的分野にも積極的に取り組み、世界の平和と人類の福祉及び学術と文化の発展に貢献する。

(3) 教師教育に関わる教育研究の推進……広く人間発達に関わる諸学問と教育方法の結合を図りながら、教員養成や教員の再教育などの教師教育に関する実践的教育研究を行うとともに、教師の専門性と自律性の確立をめざした教育研究を推進する。

(4) 国際交流の推進……国内外の高等教育諸機関との連携や国際交流を推進し、留学生の積極的受け入れ及び派遣を通して、アジアをはじめ、世界の教育と文化的発展に貢献する。

(5) 大学の社会に対する責任と貢献……学外への情報公開及び広報活動を通して、社会に対する説明責任を果たし、学外からの声に恒常的に応え、社会に開かれた大学を実現する。また、教育界をはじめ広く社会と連携し、社会からの要請に応じて、教育研究の成果を還元し、社会の発展に貢献する。

5 大学運営のあり方

以上の理念、教育・研究目標、使命を果たすために以下の諸点を、大学運営のあり方として掲げている。

(1) 大学の民主的運営……全ての構成員が、それぞれの立場において、本学の目標を達成するため、大学の諸活動へ参画することを保障し、民主的運営を実現する。構成員は、大学の自治を発展させるための活動を相互に尊重するとともに全学的調和をめざす。

(2) 学生参画の保障……学生の学修活動を支援し、教育改善への学生参画を保障する。

(3) 教育研究環境の整備充実……豊かな自然環境を保全活用し、施設設備を含む教育研究環境の整備充実を図るとともに、障害者にもやさしい大学づくりを進める。

(4) 自己点検評価と改善……本学の教育目標と研究目標に照らして、恒常的な自己点検評価により、不断の改善に努める。

(5) 人権の尊重……全ての構成員が相互に基本的人権と両性の平等を尊重し、教育研究活動における、あらゆる差別や抑圧などの人権侵害のない大学を実現する。

6 教育学部の目的

教育学部の目的として、以下を定めている。

学部は、教養教育を重視し、教員養成4課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、現代学芸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざすことを目的とする。

7 大学院教育学研究科(修士課程及び後期3年博士課程)及び教職実践研究科の目的

大学院に関わる各研究科の目的として、以下を定めている。

(1) 修士課程は、教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成を図ることを目的とする。併せて現代的課題の探求に取り組む学芸諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、現職教員及び社会人においては、修士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。

(2) 後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(3) 教職実践研究科(教職大学院)の課程は、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。